

第11回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年9月28日（火） 14:05～17:21

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
角田 崇成※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
小林 和雄	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
柴谷 昌宏	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 通商金融調整官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会（OCAJI） 常務理事
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐 (敬称略、五十音順) ※会議室参加

JICA

伊藤 晃之	企画部 次長
柿岡 直樹	企画部 参事役
平良 靖	企画部 業務企画第二課 課長
浅野 寿美子	企画部 総合企画課
竹田 幸子	環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役事務局
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
安元 彩佳	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴発言者

川上 豊幸	熱帯林行動ネットワーク/AM ネット
高橋 美和子	関西 NGO 協議会
玉村 優奈	国際環境 NGO FoE Japan
波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan
村山 武彦	東京工業大学
渡辺 直子	日本国際ボランティアセンター（JVC）

○小島 改めまして、審査部の小島です。まだ接続が遅れている方、できない方おられますが、時間を過ぎましたので始めたいと思います。

マイクをそのまま座長の原嶋先生に譲りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○原嶋座長 原嶋でございます。音声入っていますでしょうか。

それでは、予定の時間になりましたので、第11回JICA環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会を開催させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

本日もご参加の委員は、山谷委員があいにくご欠席でありますけれども、それ以外14名が、私と角田委員は会議室からですが、そのほかの委員の皆様はオンラインでご参加いただいております。

併せて、傍聴者として私のほうで今承知している限りでは、20名の方がオンラインという形でご参加をいただいております。ちょっとオンラインの技術的な問題もございますので、いろいろ制約がございますけれども、進行についてはご協力をよろしくお願い申し上げます。

今お手元に議事次第が配付されていると思いますので、その議事次第に従って進めさせていただきます。

まず、冒頭に事務局よりいくつかの点、ご説明をお願いしています。

柿岡参事役、お願いします。

○柿岡 座長、ありがとうございます。JICA事務局で新たに本件を担当いたします柿岡と申します。前回まで担当しておりました折田の業務を引き継ぎますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから事務的なご連絡を冒頭さしあげたいと思います。4点ほどご連絡申し上げます。

まず、委員関係でございます。村山委員が先月末をもって諮問委員を辞任されました。本日は傍聴者としてご参加いただいておりますので、一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

では、早速ですが、村山先生よろしくお願いいたします。

○村山氏 東工大の村山です。

諮問委員会も第1回から委員として参加をさせていただいたのですが、この間、この諮問委員会での議論の対象になっている異議申立審査役の募集があり、その募集に応募させていただきました。その段階で要綱がこの委員会でも扱われているということで、もし選任された場合にはこの委員会を退任するという条件で進めさせていただいた経緯があります。選考の結果、選任されたということになりましたので、こちらの諮問委員会については退任ということにさせていただきました。これからパブリックコメントを受けた最終的な詰めの段階に至るところで退任させていただくことは大変心苦しいのですが、傍聴という形でできる限り参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これまでどうもありがとうございました。

○柿岡 ありがとうございます。

引き続き、委員の交代のご案内でございます。財務省から、今回から小林委員に参加いただいております。

小林委員、一言ご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願い致します。

○小林委員 財務省の小林でございます。現在、開発企画官として気候変動および環境の財務省が所掌するファンドとか、今は気候変動の話がG7とかG20で盛り上がっていますので、その取りま

とめ役として職務を果たしております。

今回、JICAさんの環境ガイドラインというのは非常に重要なイシューでありますので、マルチの開発機関である世銀とかADBとも密接に協力して、このガイドラインを策定していると聞いておりますが、MDBの関係であれば何か言っていたいただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○柿岡 ありがとうございます。

では、私から2点目のご連絡となります。パブリックコメントの取り扱いについて少しご連絡申し上げます。

ご存じのとおり、7月14日から30日間ほど、JICAのウェブサイトで募集させていただきました。締切りを過ぎてから提出いただいたコメントも、可能な限り今回対応しております。資料にも反映させていただいているという状況でございます。既に締切りから1か月以上経過していることもございまして、今後の会議運営にも影響する観点から、これ以上のコメントの対応は困難であることをこの場を借りてご了解いただければと思っております。

それから、3点目でございます。諮問委員の皆様へ毎回の会議運営のご案内となりますけれども、この会議におきましては逐語で議事録を取りますので、発言の際には挙手いただくとともに、発言前にお名前を頂戴できれば幸いです。

4点目、先ほどもございましたけれども、傍聴者のほうにご依頼でございます。ご案内のとおり、オンライン傍聴を試行的に導入しているのが今回の特徴でございます。傍聴者の画面には表示されているかと思っておりますけれども、依頼事項として改めて私からご説明申し上げます。

座長から傍聴者の発言有無が問われた場合に、挙手ボタンでの発言の意思表示をお願い申し上げます。それから、発言は座長の指名があつてから、先ほどと同様ですけれども、逐語の議事録を踏まえまして、発言前に所属先、氏名をお願いいたします。また、チャットでの質問、発言は不可にてご協力いただければと思います。

傍聴者多数の場合、委員の発言は優先させていただきますけれども、傍聴者の方々の希望者全員の発言は受け付けない可能性があることを、ご容赦いただければと思います。なるべく多くの方がご意見いただけるように、発言はポイントを絞って短めをお願いできれば幸いです。

また、会議の録画、録音につきましても禁止とさせていただければと思います。

最後に、会議の進行の妨げとなる場合には、こちらの運営上の観点から退出いただくこともご理解いただければと思います。

私から、連絡事項は以上となります。

それでは原嶋座長、よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。

それでは、改めまして、小林委員には改めてご参加ということでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。3番目に議題とございますけれども、議題の中の(1)前回の振り返りでございますので、この点、事務局からご説明いたします。

○安元 審査部の安元でございます。

まず、冒頭の振り返りとしまして、前回第10回諮問委員会が6月1日に開催されておりましたが、

そこでお示ししているガイドラインと異議申立要綱の修正案について、諮問委員会後に修正が法律的な観点から文意を明確化するために、2点入っております。その点につきましては、7月9日に、委員の皆様にもメールにてその箇所をお示しするような形で共有しております。それを踏まえて、2021年7月14日から8月12日までの30日間でパブリックコメントの募集を募っております。ガイドライン改定案につきましては、37の個人、団体から268件のコメント、異議申立要綱改定案につきましては11の個人、団体から54件のコメントを受領しております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもありがとうございました。

それでは、これからお手元の議題に従いまして進みますが、まず配付資料の確認ということで、議事次第が1枚ございますけれども、今日とても重要になってまいりますガイドラインの改定案についてのパブリックコメントおよび回答案という資料、これともう一つは異議申立手続要綱に関するパブリックコメントと回答案、この二つの資料に従ってまいりますので、これがお手元に届いておりますでしょうか。とりわけ傍聴者の皆様も含めて、今お手元にご参照いただける状態にありますでしょうか、確認をさせていただきたいと思っております。もし不都合がある場合にはサインを送っていただけますでしょうか。

傍聴者の皆様も、よろしいでしょうか。多分、皆様からいただいたコメントに対して、いろいろなこちら側の説明がありますので、ご参照いただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

確認ですけれども、これらの資料についてご参照いただける状態にありますでしょうか。

じゃ、よろしいですね。

それでは、本題のほうに進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、議題の2番目になりますけれども、環境社会配慮ガイドラインに関するパブリックコメントおよび回答案の説明ということで、事務局からご説明をいただいた後、ご意見などを頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局からのご説明、よろしくお願い致します。

○加藤 JICA審査部加藤より、ご説明をさせていただきたいと思っております。

新たに委員に着任をされた方もおられますし、また、本日は傍聴者の方々も多くおられますので、これまでの改定検討の経緯を冒頭で簡単にご説明を申し上げたいと思っております。画面がご覧になれますでしょうか。

現行の環境社会配慮ガイドラインの見直しにつきましては、2018年よりこれまで3年ほどにわたって、検討をしてまいりました。最初に2018年よりレビュー調査を開始してまいりまして、その過程で2010年に現行ガイドラインを制定しましてから、調査開始当時に至るまでの適用案件の中から100件抽出をいたしまして、それら案件についてガイドラインに照らした遵守状況を確認しました。

それに基づきまして、33の論点案が整理がされまして、その論点案に沿って包括的な検討ということで、これはガイドラインで定められているプロセスですけれども、2020年1月から5月にかけて検討を行いました。JICAには現在常設の環境社会配慮助言委員会が設置されておりますので、その委員会の場を活用して8回に分けて論点案に基づいて協議をいたしました。結果として、67件の助言が確定されまして、それが現在行われている諮問委員会、この委員会が2020年8月、1年前

に設置をされておりますけれども、そこでの議論に包括的な検討の助言として手渡されたという形になっております。

現在の諮問委員会は16名の多様なステークホルダーの皆様で構成いただいておりますけれども、これまで10回にわたりガイドラインの改定案を検討してまいりまして、そしてこの7月の段階でパブコメ募集を行う対象としてガイドラインの改定案が出来上がりました、そしてこのたびパブコメ募集期間を終えたというところでございます。本日も含めて、パブコメに基づきましてガイドラインの必要な修正点の検討等を行っていきまして、その内容が反映され最終化されたものが、できれば予定としましては今年2021年の12月に改定ガイドラインとして制定公布されるというスケジュールを想定しております。これがこれまでの経緯でございます。

今回のパブリックコメントにおきましては、先ほど安元よりご説明をいたしましたとおり、ガイドラインにつきましては37の団体あるいは個人の皆様から268件のご指摘、コメントをいただいております。実際にはネットワークNGOを通じた周知をお願いしたり、また、海外コンサルタンツ協会を通じた周知、また、援助機関、そして相手国の実施機関、そういったところに周知をした形でこのような件数のコメントをいただいております。実際にコメントとしては、本邦のNGOの皆様から多くいただきまして、次いで相手国の機関、コンサルタント、また、援助機関、有識者の方々からもいただいております。内容として、環境社会配慮のプロセスに関するご意見を多くいただいております、また個別テーマに入って、社会環境、人権問題、また自然環境に関して突っ込んだご指摘をいただいております。

それでは今回は、議論の焦点がわかりやすいように、ガイドラインの構成に従って皆様からいただきましたご意見を整理をしまして、順々にガイドライン冒頭からご説明を申し上げたいと思います。私からはまず、序から2章までのところをご説明をさせていただきたいと思います。

冒頭、全体については国際機関からも、マルチドナーの環境社会ポリシーに足並みをそろえた内容となっている点を歓迎するコメントをいただいております。また、途上国政府からホスト国の言語で訳されるべきというコメントをいただいておりますけれども、ガイドラインについてはこれまでも日本語、英語、スペイン語、フランス語、中国語で訳して公開されております。また、それに付随する解説書でありますFAQについては、日本語と英語で公開されております。

序の部分に入らせていただきます。序はガイドラインの背景となります国際潮流とか日本政府の方針を記載したところでございますけれども、3番においては、「ビジネスと人権に関する行動計画」、またその他、具体的な国際的に確立した人権基準をもう少し列挙したほうが良いのではないかとということをご指摘いただいております。実際、「ビジネスと人権に関する行動計画」の策定に当たっては、JICAも参画してガイドラインの改定状況等もご説明をしております、行動計画の中には「ガイドラインに基づいて、国際的に確立した人権基準の尊重および環境社会配慮を継続して行うこと」ということが盛り込まれているということで、まさに今回の改定に沿って、このガイドラインを引き続き運用していくことが求められているというところでございます。

今回ご指摘をいただいた点については、理念の中に、日本政府の方針に沿って適切な環境社会配慮を行うという記載をしておりますので、そこにまさに「ビジネスと人権に関する行動計画」も含まれていると考えております。

また、気候変動についてもご指摘をいただきました。4番でございますけれども、このパブコメ

の間に大きな進展がございました。2021年8月にIPCCの報告書が新たに公表されまして、人間の影響が温暖化をさせてきたことは疑う余地がないという結論が出されている重要な節目でございますので、こういったものを踏まえるべきではないかというご指摘をいただいております、回答欄にございますとおり、反映をしていくということを考えております。

また、それ以外には世銀ほかの環境社会配慮の制度について、環境社会配慮のガイドラインと言及をした部分がありますけれども、ガイドラインという言葉は適切ではないとのご指摘もいただきましたので、該当箇所を「制度を策定・公開し、運用している」というような書きぶりに修正することも、今回のご指摘に踏まえて対応しております。その他、コロナ禍での新たな 이슈への対応とか、また、途上国政府からは自国の方針でも同様の問題意識を持っているというご指摘もいただいておりますので、そういったところは私どもの考え方を丁寧に回答としてお返ししていく形としております。

「理念」に移らせていただきます。16番以降でございます。理念では、人権に関わるご指摘を多くいただきました。16番では、貧困削減に言及するのみでなく、不平等解消、差別撤廃、人権擁護に言及すべきとの指摘がありました。また、17番では貧困削減のみならず、平和で安全な社会という言及をすべきとのご指摘、また、18番では開発協力大綱の趣旨に沿って、人権の実現が開発の目的であると同時に、併せて人権尊重が開発を進める手段となるという考え方が十分このガイドラインでは反映されていないのではないか、示されていないのではないかというご指摘、また19番では、環境社会配慮に当たって人権と相手国のガバナンス、民主的社会が最優先ということで、より開発協力大綱の大本の考え方の民主主義、人権の尊重、普遍的価値の共有、そういったところに言及すべきというご指摘もいただいております。また、20番では同じような文脈で「基本的人権の尊重、民主的統治システムの原理に基づく」といった、従来のガイドラインで書いてあった記載が修正されている点について指摘を受けております。

こういった人権についてのご指摘ですけれども、特に18番、19番、そして20番の横に書いてあるところを踏まえていただければと思いますが、JICAとしては環境社会配慮を実施するうえでの人権とガバナンスの重要性というのは強く認識をしております、その考えに立って、ガイドラインの「理念」の冒頭においては、一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」について、開発協力の根本の指導理念として言及をしております。また、この理念の6においては人権に焦点を当てまして、環境社会配慮を機能させるためには不可欠な民主的意思決定を行うために、基本的人権の尊重に加え、幅広いステークホルダーの意味ある参加、情報の透明性、説明責任および効率性が確保されることが重要であるということ、特出しで記載をしております。また、同じ理念の3および7においても人権、社会配慮についての言及を行っているというところでございます。

また、これに加えて別紙5においては、今回のガイドライン改定の目玉でもございますけれども、現地ステークホルダーの参加、また、協議の重要事項を大幅に拡充して追加をしたというところでございます。また、皆様ご存じのとおり、ガイドライン2.5には「社会環境と人権の配慮」ということを特出しで扱っているところでございます。JICAとして、環境社会配慮において人権、ガバナンスの重要性の認識をどのように持っているかというところを、こういったところを通じて捉えていただければと思います。

続いて、24番以降でジェンダー関係について、ご指摘をいただいております。24番では、書きぶりにおいて「多様なステークホルダーの参画を確保し、ジェンダー平等の達成を後押しする」という書きぶりが、多様なステークホルダーの参画の確保がジェンダー平等の達成の後押しをみの目的に捉えられてしまい、誤ったメッセージになるのではないかとご指摘をいただきました。そういった意図ではございませんので、両方重要な 이슈 ということで並列して記載する形にしております。同じように26番においても、包括的な人権尊重の表現が適切であるというご指摘をいただきましたので、包括的な記載に留意をしながら、併せてジェンダー平等の重要性を特出しで言及する形で、並列で「何々とともに」というような書きぶりに変えるということで対応いたしたいと思っております。

また、28番におきましても、女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民という形で並び立てて記載をして、女性だけを抽出することに違和感があるというご指摘もいただいておりますが、ここも女性ほか社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視するという形で包含される記載に修正をし、対応をしております。

続いて、「目的」に入ります。38番のところでございます。「目的」ではJICAの「環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・説明責任を確保することに努める」という文章のところ、「予測可能性」という部分は、JICAはきちんと予測のみならず自己確認も行っているんだから言及不要ではないかということをご指摘をいただいております。ただ、一方で私どもがここで強調しておりますのは、現地ステークホルダーにとって、この環境社会配慮のプロセスの予測可能性も重要であるということと、また事業形成の上流の段階で、事業の影響の予測可能性を高め、現地ステークホルダーの方々がそれを踏まえて必要な意見を言うことも重要だと考えておりますので、ここは引き続き残した形で対応をしております。

「定義」に移らせていただきます。定義ではいくつか定義の記載ぶりについてクラリフィケーションをいただいております。42番では、非正規居住者の英語の表記の仕方を直す指摘をいただいております。それはそのままご指摘を反映をしております。

また、43番については、カテゴリBの協力準備調査についてIEEレベルで調査実施と書いてありますが、「IEEレベル」が意味する幅が案件によって非常に大きいというご指摘も受けておまして、実際の修正としては「現地調査はプロジェクトの内容に応じて項目や分析の深度が異なる」ということで、幅が異なるという点も明記する対応としております。

また、46番から50番にかけては、現地制度に基づく対応の指摘が現地政府の方々からなされていまして、JICAとしては現地法制度に基づく確認を行うことは改めて説明をしつつ、併せて世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないこと、すなわち国際水準と大きな乖離がないという確認も行う必要がある点を回答欄にて説明をしています。

続いて、ガイドライン1.4に基づく環境社会配慮の基本方針の部分でございます。51番におきまして、ガイドラインに記載されている「相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する」というところに、「開発途上国と世界の持続可能な開発に寄与」と追記を行うご提案をいただいておりますけれども、JICAの事業は途上国の事業が中心ということもありますので、このままの記載でお許しいただければと思います。

52番に参りまして、プロジェクトの範囲を超えた影響についての配慮ということですが、

これはもともとの現行ガイドラインから派生的・二次的影響、累積的影響、不可分一体事業の影響、そういったものも考慮する対応としております。

53番から57番はミティゲーション・ヒエラルキーに関するクラリフィケーションをいただいております。また、その中でミティゲーション・ヒエラルキーに沿って確認をしていく中で、プロジェクト中止というオプションもあり得るというご指摘をいただいております。ミティゲーション・ヒエラルキーに沿ってどのように考えていくかというところは、今回回答欄記載のとおり丁寧にご説明をしておりますけれども、併せてそれに基づくJICAの意思決定というところですが、これはミティゲーション・ヒエラルキーに関する記載箇所というよりは、ガイドラインの2.8に記載をしております。そこでプロジェクトの変更や停止等もJICAとして求めることがある点を、明記をしております。ご理解をいただければと思います。

また、58番に参りまして、重要事項5において、ステークホルダーから指摘があった場合回答するというところに、「できうる限り早く速やかに回答する」という文言の追記のご提案をいただいております。ご指摘の点はJICAとしても留意をして、今後もガイドラインの運用をしまいたいと思います。また、併せて、別紙1に今回別立てで苦情処理の項目を新たに追加しております。これはこれまでは非自発的住民移転の項目の中にありましたけれども、それを別立てにしております。そこでは「受け付けた苦情は迅速に、影響を受けた人々やコミュニティの懸念や要望に配慮して対応するよう努めなければならない」と記載をしております。併せて、JICAとしてもこうした対応を確認をしまいたいと考えております。

ガイドラインの1.5のJICAの責務のところ参ります。ここはⅡ、Ⅲの書き方が不明瞭というご指摘がありましたので、その点を丁寧に記載する形でガイドラインの修正を行いたいと思います。また、64番、65番でexclusion list、支援をしないセクターのリストを含めないのかというご指摘をいただいておりますが、どのセクターを支援するかということはあくまで日本政府との相談のうえでの判断でございますし、ガイドラインは環境社会配慮のプロセスに焦点を当てて記載をしておりますので、exclusion listは含めない形としております。

ガイドラインの1.6、相手国等に求める要件に関するご指摘でございます。66番、67番で、相手国の法規とガイドラインとの間に乖離がある場合には、あくまでガイドライン要件を満たすように書面で合意をすべしということ、コンサルタントの皆様からご指摘いただいております。ご指摘の意図はよく理解をしております。JICAとしてはガイドラインの2.9にあります、「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に記載をしておりますとおり、JICAとしてはガイドラインの方針、手続に基づいてガイドライン遵守を確認をしていくということで、相手国法規との乖離がある場合にも相手国等がガイドラインに沿った対応することをしっかり確認をしまいたいと考えております。

ガイドライン1.7の「対象とする協力事業」については、対象事業のクラリフィケーションをいただいておりますので、FAQに記載予定の内容を記載しております。

ガイドライン1.9「普及と運用」のところでございます。ここはFAQについて言及をいただいております。FAQを実情に応じて適時更新すべきというコメントをいただいております。今回の改定以降のFAQの見直しは、ガイドライン2.10に「ガイドラインの適用と見直し」というところがございますが、これに沿って運用の実態を確認しまして、5年以内に運用の見直しを行うということで、

その際に必要な見直しを行うということが一つ考えられます。ただ、それ以外でも運用に伴って必要があれば、随時見直し、改善を図る予定をしております。

ガイドライン2.1の「情報の公開」のところに参ります。74、75番ではガイドラインの記載ぶりの変更提案をいただいておりますけれども、現行のガイドラインでの言葉の定着も踏まえると、変更せずとも混乱は少ないものと捉えております。

77番におきまして、環境社会配慮の情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるということについて、これを義務とすべしというご指摘をいただいております。その結果、対等な協議による合意また異議申立の未然防止につながるのではないかとというご指摘でございます。こういった情報の公開の重要性は私どもも十分認識しておりまして、今回、別紙5で、意味ある協議の確保のために、世界銀行のポリシーも踏まえて大幅に拡充をしたところでございます。

ガイドライン2.2の「カテゴリ分類」のところにつきましては、現地制度の兼ね合いでいくつか相手国政府等からコメントをいただいておりますけれども、ガイドラインの考え方を丁寧に説明してまいりたいと思います。

ガイドライン2.3の「環境社会配慮の項目」につきましては、85番で書きぶりの修正の提案をいただいております。スコーピングにより必要なものに絞り込むという、「必要なもの」という内容について、「必要な項目・事項」といった記載のご提案をいただいております。私どもとして、「必要な項目に絞り込む」という形で修正を加えたいと思います。

また、86番では、ジェンダー分析に基づく社会配慮を含むという、「ジェンダー分析に基づく」という言葉を入れるご提案をいただいておりますけれども、影響の範囲に既にジェンダーも含まれておりますので、そういったジェンダーに関するデータ収集、分析も行いながら、引き続き環境社会配慮の対応を行ってまいりたいと思っております。それ以外には言葉の意味についてクラリフィケーションをいくつかいただいております。

89番では、労働環境の表現の曖昧さが指摘されております。これについてはFAQでも内容についてのJICAの意図・考え方を記載したいと考えております。具体的には回答欄に記載のとおり、プロジェクトの労働者の労務管理、安全・健康、児童労働についてどのように対応しているかということについて、「労働環境（労働安全を含む）」や「子どもの権利」が含まれているとおり、ガイドラインでは労働者の安全・健康、児童労働のリスクについて確認を行っておりますということを書きつつ、ガイドラインとは別に相手国等との合意文書、また相手国とコントラクターの契約において、相手国の法律・規制に基づく対応をはじめとした適切な配慮が為されるよう対応しているということをご理解をいただきたいと考えております。

また、90番、92番では、テクニカルに、ある事象が社会影響、環境影響双方の影響の可能性があるとという点をご指摘をいただいております。偏りのない表現に直す提案としております。

また、91番、93番は、ガイドライン本文とスクリーニングフォーム、またチェックリストの整合性を問われていますので、コメントを踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。

また、96番から100番は、スコーピングの範囲について相手国政府からクラリフィケーションを受けておりますので、回答欄で丁寧に説明しているというところでございます。

2.4の「現地ステークホルダーとの協議」に参りたいと思います。101番のところですが、参加者の性別等の属性を現地ステークホルダーの協議記録に含めていくべしということで、これを

別紙5の中に、「参加者の性別等の属性を含む協議記録を作成する」という文言を入れて対応したいと思います。

また、102番、これはガイドライン2.3の「環境社会配慮項目」のほうに分類すべき内容でしたけれども、ハラスメントについて、ジェンダーに基づく暴力というものとして重要視して、適切に扱う必要があると考えておりました、この点に関するFAQの記載振り提案を回答欄のほうで書いてございますので、ご覧いただきたいと思います。

103番においては、相手国が現地ステークホルダー協議をきちんと行わない場合に、JICAが自ら乗り出してステークホルダー協議を行えないかというご指摘をいただいておりますけれども、そこは回答欄をご覧いただければと思いますが、あくまで相手国政府が主体的に行うものを、私どもは後押ししていくポジションでございます。

ガイドライン2.5で、「社会環境と人権への配慮」のところでございます。112番から114番で、性的マイノリティの記載を含めるべきというご指摘をいただいております。回答欄に記載の通りFAQにおきまして性的指向・性自認により社会的弱者になり得る人を追加する形にしておりますので、ご理解いただければと思います。

115番ではPSEAHの問題、ジェンダーに基づく暴力の点についてご指摘をいただいて、ガイドラインに基づいてリスクの特定、その予防・対処をすべしというご指摘をいただきました。重要性を認識しておりました、FAQでその取り扱いについて記載しております。具体的には「理念」で「ジェンダー平等の達成を後押しする」と書いてございますけれども、その中にこの 이슈は入っていると考えておりました、ジェンダー平等の達成に向けて、ガイドラインに基づいて女性の意見、考えについて十分尊重し、また、排除されない仕組みが準備されているかということを確認し、プロジェクトの悪影響が不均等に起こるようなことを避けるといった配慮をするということに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅するということが必要と考えておりました、このガイドラインとは別に適切な配慮が為されるよう対応している旨記載しております。

117番につきましては、弱い立場にある者の中に小農を加えるべきというご意見をいただきました。まさにご指摘のとおり、小農を含む農民、また漁民の方々は開発事業の影響を受けやすい人々として、これまでも配慮してきております。その中でも特に土地や財産を持たない農民、漁民の方々、また借家住まいの方々、そういった方々にも十分な配慮が必要と考えておりますので、引き続きこのような対応をしてみたいと思います。

118番から122番については、いくつかリコメンデーション、クラリフィケーションをいただいておりますけれども、JICAの考えを説明しております。122番は指摘を踏まえて、名称を修正いたします。

続きまして、ガイドライン2.6「参照する法令と基準」のところでございます。126番におきましては、ガイドラインの書きぶりについて、プロジェクトがポリシーと乖離しないかではなくて、プロジェクトの環境社会配慮がポリシーと乖離しないかという確認ではないかというご指摘をいただいておりますので、指摘に基づいて修正をいたします。

128番から132番にかけては、世銀の環境社会配慮ポリシーと大きな乖離がないことを確認することについて、どのポリシーなのかというクラリフィケーションをいただいておりますので、ここはFAQに明確に整理をいたしますので、その回答をしております。

ガイドライン2.7「環境社会配慮助言委員会の助言」について、助言の結果の相手国の公用語での公開ということのご指摘もいただきました。助言につきましては、JICAの和文ウェブサイトで公開するとともに、助言はJICAへの助言として責任を持って受け止めまして、相手国等との協議を通じて対応しております。そしてその対応の結果は、助言委員会の場でもご説明をしまして、同じウェブサイトでも公開しているところがございます。ご理解をいただければと思います。

最後、2.8の「JICAの意思決定」に関するところですがけれども、140番の環境と社会両方、環境だけではないという併記のご指摘がありましたけれども、そこは反映して修正を行っています。そのほかはクラリフィケーションでございましたので、丁寧に説明をしたという形にしております。

以上、2章までの部分のパブコメに関するJICAの考え方の説明でございました。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもご説明ありがとうございました。

それでは今日、ご参加者が多いということでございますけれども、まず委員の皆様で今のご説明に対するご質問、ご意見がありましたら頂戴いたしますので、サインを送っていただきたいと存じます。委員の皆様の中でご意見等ございましたら、サインを送っていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 はい、聞こえます。

○原嶋座長 全体として手短に、よろしくお願ひ申し上げます。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木といたします。

101番の性別を記録を取るところなんですけれども、単なる確認ですけれども、これは外観でしか確認しようがないので、外観で確認を取るところでよろしかったでしょうか。質問だけです。

以上です。

○原嶋座長 原嶋です。後ほどまとめてご回答させていただきます。

委員の皆様、ほか、ございますでしょうか。織田委員どうぞ、お願いします。

○織田委員 織田です。ジェンダーについてのたくさんの意見が出て、それについては大変心強く思っております。また、海外からの意見があったことも、これも国際的な流れを反映するものだと思っております。

今回のJICAのガイドラインで難しいのは、先ほどのご説明にもありましたように、それについては理念に入っておりより具体的なことはFAQで書きますという形になっていて、本文での言及が非常に少ないことです。別紙1にジェンダーという言葉がありますので、ジェンダーについてやらなければならないということはわかっており、それはJICAの優先事項でもありますが、個別のプロジェクトに関するガイドラインには理念があるだけで、個別の対応はFAQになっているという状態なのです。ジェンダーに関するたくさんのご意見を拝見いたしますと、このガイドラインの中にFAQのことを書いてほしいということだったのかと思います。

今のご説明本当によくわかるんですけれども何かもう一言入れられなかったかなと反省しています。この時点になって入れるというのは難しいと思っておりますので、次の改定ときには、こういうふうに、全体的なことはJICAがやっています個別はFAQですというのではなく、このガイドラインを通じて、ジェンダー平等やエンパワーメントについての取り組みが見えるようにしていかなければ

ならないと思いました。確かに別紙1の項目にジェンダーはありますが、それがどういう形で行われるべきかが見えるように書かれていないことが、実施をされる側にとっても大変難しい問題なのかと思います。

以上、意見です。ありがとうございました。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。

鈴木委員、聞こえますか。よろしくお願いします。

○鈴木委員 鈴木です。ありがとうございます。2点あります。

1点は71番のところで、FAQの公表についてですけれども、これは以前からFAQについてはかなりいろいろなタイプがあると指摘してきました。ガイドラインが法律であれば、政令に相当するようなことをFAQで決めていることもあれば、解釈通知みたいな、その場その場で出てくるようなものもあって、このFAQの改定の手続というのはどうなっているんですかというようなことを質問させてもらっていて、あまり明解な回答をいただけていなかったと思うんですけれども、今回71番でクリアな回答をいただけてよかったなと思っています。

ただ、それと助言委員会との関係については、ここでは触れられていませんけれども、一応FAQの改定については全部助言委員会を通すのかどうかということについて、1点質問をさせていただきたいと思います。

2点目は、これは95番辺りから始まる事後のモニタリングの話ですけれども、事後のモニタリングについては非常に重要だから、やはりできるだけ相手国政府にしっかり働きかけるようにというお話をさせていただいて、回答でもそのような形で回答していただいているということかと思えます。多くの意見というのが出されているので、ぜひこの点についてはしっかりと運用の段階で配慮していただきたいというのが私からの要望、お願いです。

以上です。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。

それでは、一旦ここで区切りまして事務局、加藤さんのほうから、今、黒木委員からのご質問ですね。織田委員はおおむねコメントということで、今後またあれですけれども、鈴木委員からのご質問がありましたので、ご回答いただいてもよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

101番について、黒木委員から性別の記録については外観で良いのかというところがございました。ステークホルダー協議の場での確認の仕方には、いろんなアプローチがあるかと思えますけれども、アンケートのような形で丸をつけていただくような形もあるかと思えます。このあたりは、もしできれば諮問委員に入られている織田委員に、どういった形が理想的な形かもご意見をいただければありがたいと思います。

また、織田委員からいただきましたジェンダーのところの書きぶりでございます。これまでの10年の運用においても、まさに助言委員の場でもジェンダーのご指摘は多くをいただいております。我々としても現行のガイドラインの規定の中でしっかりとジェンダーへの配慮の対応が、プラクティスが積み上がってきているのではないかと考えております。引き続き、運用のところで助言委員の皆様からのご指摘も受けながら、この点の一層の質の強化を図っていければと考えております。

また、鈴木委員からいただきましたFAQについて、クリアな回答でよかったというご評価をいただきまして安心いたしました。

助言委員との関係のご質問をいただきました。FAQについては、この現行のガイドラインの運用の見直しのときにFAQの見直しをいたしました際には、常設の助言委員会の皆様のご意見をいただいて改定を行ったという経緯がございます。そして今回の改定におきましては、この諮問委員会の場で大きなFAQに盛り込むべき内容について具体的な案文もご覧をいただいて、議論をしていただいているところでございます。こういった形でその都度、こういった形で専門の方々のご意見を踏まえていくかということころは、その状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、モニタリングの段階の評価ということころは、ご指摘ありがとうございます。運用でしっかり対応してまいりたいと思います。

私から以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今まだ政府の緊急事態宣言下でございますので、会議室では定期的な換気ということが求められております。この後、後半部分のご説明は少し休憩を取らせていただいた後、説明をいただいた後、委員の皆様、そして傍聴者の皆様から、併せてご意見を頂戴したいと思っておりますので、一旦ここで10分ほど換気のための休憩ということで、15時5分再開ということによろしいでしょうか。

それでは、この後、15時5分の再開後には後半部分の説明をいただいた後、委員の皆様、そして傍聴者の皆様、時間の制限が、どうしても制約がありますけれども、できる範囲でご発言いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、一旦休憩させていただきます。よろしくをお願いします。

14:55 休憩

15:06 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので再開をさせていただきたいと存じます。

今、お手元の議事次第では3番の議題の2の後半部分ということになりますので、事務局からご説明、お願いします。お手元の資料では、ガイドラインの改定案のパブリックコメントの28ページの真ん中辺りぐらいから後半部分になりますので、まず事務局からご説明をお願いします。その後、委員の皆様、そして傍聴者の皆様にも時間の範囲でご意見等を頂戴したいと存じます。

よろしくご説明をお願いします。

○小島 審査部の小島です。改めまして、私のほうからはガイドライン本体の第3章以降、コメント143番からご説明したいと思います。

第3章は、手続を述べている章なので、ガイドラインのユーザーの皆様からのコメントが多かったと感じています。

まず、3.1協力準備調査においては、143番から148番に7つのコメントをいただいています。143番のDACのジェンダーマーカを導入すべきとの指摘、144番、145番のカテゴリB案件についてはどの程度配慮すべきかきちんと明記すべきというご指摘、146番においては海外の方からカテゴリ分類の在り方、147番の環境社会配慮を行う主体について問うもの、それと148番の調査内容に係る質問ということで寄せられています。それぞれについて回答に書いてあるとおりにお答えしたい

うところでございます。

149番以降なんですけれども、これは有償、無償、技協における手続を述べている部分でございます。149番から189番まで41個のコメントをいただいています。

まず150番から153番にかけて、環境アセスメント報告書の扱いについてコメントをいただいています。回答としましては、ガイドラインの求めに対応した環境アセスメント報告書について、実施機関においてしかるべき承認プロセスを経て作成、提出されることを求めているというところ、それと別紙2に記載のとおり、環境アセスメントの報告書の範囲および詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきものと考えというようなことを回答させていただいています。また、環境アセスメント報告書において、JICA調査で作成する環境社会配慮調査を含むか含まないかは、特に問うものではありませんというようなことも回答させていただいています。

152番においては、公開についてのご懸念をいただいておりますが、この部分は要件としている旨、回答を記載しています。

153番においては、公開されるバージョン、つまり承認版なのか提出版なのかについてわかるようにしたほうが良いという指摘をいただいております。そのように工夫したいと考えています。

154番から160番にかけて、承認版の環境アセスメント報告書と環境許認可証明書の公開時期についてのコメントをいただいております。それらは相手国制度に必要な時期に承認・取得がされ、JICAに提出があった時点で公開されます。その旨はFAQに記載します。提出版の環境アセスメント報告書のレビューの必要性や環境社会配慮助言委員会の助言や、審査の結果の範囲についてのコメントもありました。それらについても、お答えしています。また、JICAの環境レビューは、EIA報告書の承認によらず、ガイドラインに沿って相手国基準および国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。また、仮にEIA報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国などにJICAの環境レビューに沿った対応を求めますというような回答をしております。

161番から169番にかけて、海投において公開期間を60日にすることについてのコメントをいただいております。60日で十分かというご懸念をいただいておりますが、ご懸念に対応すべくFAQにきちんと書き込みたいと考えています。

170番において、相手国制度との関係、171番はFI案件の扱い、172番はカテゴリB案件の公開、173番はEIA、IEEに社会面を含めることについてのコメント、174番は環境アセスメント報告書に含めるべき内容についてコメントをいただいておりますが、それぞれ回答をさせていただきます。

175番は、ES借款におけるカテゴリ分類についてのご指摘をいただいております。当該プロジェクトに先行する物理的準備作業の環境社会影響についてのみ先行して環境レビューを行う場合には、ご指摘のとおり当該影響レベルに応じたカテゴリ分類を別途付すなどの対応を整備するというような回答をしております。

176番において、社会的インパクトの負の影響については情報収集を行って参りたいと考えています。

177番から183番にかけて、モニタリング結果の公開について改めてご懸念をいただいております。回答に掲載されているように、モニタリングの公開は相手国の了解が必要と考えています。説明責任を果たすうえで公開が必要なのは、多くのご指摘のとおりであり、引き続き働きかけを行って

きたいと考えています。先ほど鈴木委員からまさにご指摘があったとおりでございます。

184番、185番においては、モニタリングを行う項目として重要な環境社会配慮項目について問われています。同じ問いに対して、すみません、別の回答を行っていますが、185番の回答を活かしてさせていただきます。状況によっては変わる可能性がありますので、相手国と合意したのみならず、状況によって変えていくというような考えでございます。

186番においてはFIのモニタリングについて、187番はモニタリングの頻度について問われています。それぞれ回答をご覧いただければ理解いただけるんじゃないかなと思います。

188番は、各種文書について、更新版について公開すべきとの指摘でございます。私たちのほうで環境レビューを行ったものは、当方で公開しておりますけれども、内容が変化がなくても、年次に更新されるような国もあつたりしますので、そのようなものはそれぞれの国などで対応いただけると考えています。

189番に、現行ガイドラインの中に「詳細住民移転計画の」というような書きぶりがあつて、その意味を問う記述がありました。私たちとしては、「更新された住民移転計画」というふうに修正いたします。

続きまして、3.3の開発計画調査型技術協力に対するコメントは二つでございます。190番にミティゲーションヒエラルキーを適切に記載すべきとのコメントをいただきましたので、それを反映しています。191番においては、改めましてDACのジェンダーマーカーを活用すべきとの指摘です。JICAガイドラインとは別になりますが、記載のような取り組みを行っているというところで回答したいと思います。

本体から離れて、別紙1についてのご指摘です。192番から231番まで、これもたくさんいただいています。

まず、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮について、192番から194番にかけて3つのコメントをいただいています。192番、193番においてカテゴリAの各種契約においては、適切な要員とマンマンズが確保できるようにしてほしいというご指摘と理解しております。私たちとしても取り組んでいきたいと思っています。194はFI案件についてのコメントをいただいているというところでございます。

検討する影響スコープについて、195番から197番にかけて3つのコメントをいただいています。195番の人権状況についても影響スコープに含めるべきというところについては、別のところでも人権については記載しているので、ここでは必要ないのかなと考えているところです。

196番は、個別の国の影響スコープについて述べたコメント、197番は英文表記について指摘がありましたので、それはご指摘のとおり修正したいというところでございます。

法令、基準について、198番に一つコメントをいただいております、生息地の扱いについての指摘です。これも回答させていただいています。

続きまして、社会的合意について二つコメントをいただいています。199番に社会的合意の例示を記載すべきというコメント、それと200番には、海外からですけれども、女性は一律に脆弱者として扱うべきではないというご指摘をいただいております。ありがとうございます。

続きまして、201番から208番なんですけれども、気候変動についてコメントをいただいています。閾値および対象スコープについてはFAQに記載することは、諮問委員の皆さんにお知らせして

いますけれども、外部の皆さんには、ご存じなかった状況だと思しますので、それはきちんと回答するということです。推計の具体的な方法については、今後検討するということでございます。

207番において、推計するに当たっては、やはりコンサルタントの皆さん、負担がかかるというような指摘、それと208番には改めてFIについてのコメントをいただいています。

生物多様性について、209番から220番までコメントをいただいています。より正確な言葉遣いおよび積極的な姿勢をすべきというような指摘をいただいているというふうに思います。生物多様性および生態系サービスについての定義をFAQに記載すること。これはサプライチェーンについての今後の対応も検討していくという旨を記載しております。

212番、214番、215番、216番については、ご指摘を踏まえて言葉の遣い方を修正しています。

非自発的住民移転、生計手段の喪失についてコメントを二ついただいています。世銀のESS5に記載あることを記載すれば良いというようなコメントをいただいています。私たちとしても世銀準拠でやらせていただいていますので、ESS5に規定される内容が含まれることは望ましいというようなことで考えています。

続きまして、先住民について4つほどコメントをいただいています。223番、224番に、FPICという言葉が文章に入れ込むべきとの指摘がありました。FAQにはきちんとその考え方を書いていきたいと思っています。

225番においては、現状、先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましいとあるのを、「行われていなければならない」というような修正を指摘しているものでございます。私たちとしては、「行われているものとする」というふうに修正したいと考えます。

226番は、FPICを要件とすべきとの指摘であります。先住民族が関与する場合には、要件となる旨回答しております。

苦情処理について、5つ指摘をいただいています。苦情処理の範囲について質問をいただいているものでございます。現行ガイドラインにおいては非自発的住民移転が対象となっておりましたが、今回のガイドラインに改定後は、環境影響その他、社会影響も含まれるという説明をしています。

別紙2に環境アセスメント報告書について、232番から244番までコメントをいただいています。232番、233番において、ステークホルダー協議を行うタイミングの質問、234番についてはNGOの後に「s」を入れてしまっていますので、その表記ミスの指摘、235番は季節変動についてきちんと書き込むべきではないかというご指摘、236番、237番に、ESS1について言及する際の表記についてご指摘がありまして、修正しています。

238番はアクセスしやすい参考資料の必要性についてのコメントで、239番は、とある国での透明性についての取り組みの説明、240番から243番は、当該国のEIA制度の関係を述べているものでございます。

244番は、当該国とJICAのガイドライン、どの基準を適用するのかを問う指摘ということで、それぞれ回答しています。

別紙3に、影響を及ぼしやすい範囲などについて、245番から246番に3つのコメントをいただいています。245番においては、生物多様性保護について、より強い姿勢を打ち出すべきとの指摘をいただいています。私たちとしては、保護地域での事業実施については今のガイドラインの運用を維持する予定であるほか、ミティゲーション・ヒエラルキーなどの記載をより明確にして、前向き

な姿勢を示したいというところがございます。

246番、247番については個別国の制度の紹介が為されています。

スクリーニングの様式、別紙4ですね。4つの指摘をいただいています。社会的弱者の整理をしたかどうかというご提案がありましたので、そのところを修正しているほか、生物多様性の記載を修正しています。

別紙5については、現地ステークホルダー協議について新たに付け加えたものがございます。252番から259番に該当します。252番においては、ジェンダー平等実現のための具体的な記載を求めているものがございます。これは織田委員のご指摘がありましたが、FAQで回答しているというものがございます。254番は、事前の情報公開の重要性、255番についてはステークホルダーの特定についての指摘、256番については意味ある参加についての説明についての記載、257番については、個別国のステークホルダー協議におけるJICAガイドラインとの乖離を述べているもの、258番においては個別国の取り組みの紹介、259番においては個別国政府との違いを述べているというもので、それぞれについて回答しています。

別紙6のチェックリスト、これも5つコメントをいただいています。260番にあるとおり、住民の皆さんに対する説明という言葉、説明だけじゃなくて、協議にすべきというようなご指摘をいただいています。説明も一定の意味はあると思いますので、「説明・協議」というような記載にしたいと思っています。

261番、262番は、GHGについてのご指摘でございます。技術的なものと思います。ちょっと趣旨がわからなかった部分がありましたので、元活きになっているところがございます。

263番は生物多様性に係る言葉の修正というところ です。

別紙7、モニタリング項目について、3つのコメントをいただいています。265番のご指摘において、生物多様性という言葉についての修正を行っているほか、266番、267番のコメントについて、排出値と環境値について、騒音・振動もそのようなことを考えるべきじゃないかというご指摘があったので付け加えています。

最後268番に、スペイン語で寄せられたコメントを記載しています。私たちの事務所のほうで概要を記載しています。読むとそれぞれご提案とご要望ということなので、これらについて適切に対応したいと考えているものがございます。

以上、小島からの説明でした。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それではまず委員の皆様の中で、ご意見、ご質問等ありましたら頂戴いたします。サインを送ってください。その後、傍聴者の皆様から時間の許す範囲でご意見を頂戴いたします。前半部分も含めてご意見いただければ幸いです。

それでは、田辺委員ですね。田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 はい。番号154番と155番、これは同じ趣旨でのコメントかと思いますが、こちらでのご意見の趣旨というのは、JICAが合意文書を締結する前に、少なくとも承認版のEIAは公開すべきではないかというのが意見の趣旨ではないかと思うんですが、それに対してJICAのほうの回答というのは必ずしも明確ではなくて、その点をFAQなりにきちんと、要は合意文書締結前に承認版EIAを公開するということは記載できないのかどうかというところをご質問させてください。よろ

しくお願いします。

○原嶋座長 ありがとうございます。承ります。

黒木委員、聞こえますか。お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。私のほうからの質問は150番と188から189ということで、大きく二つに分けて質問があります。

最初のまず150番の話は、環境以外の理由で、例えば大規模住民移転によりカテゴリAになるようなケースではあるんですが、相手国政府手続で環境アセスメント手続が必要でない事業であっても、JICA側から環境アセスメントの提出をしてくださいますというようなことになるというふうに理解していますけれども、これは準備調査の環境社会配慮部分とは関連性が特になくというようなことを書かれていますけれども、準備調査をしているときは、恐らく調査団が支援することによって相手国側の環境アセスメントをつくるのかなというイメージをしていますけれども、そういうイメージで合っていますでしょうかということところが1点と、また、カテゴリA以外の、例えばカテBであっても、相手国政府内手続で環境アセスメントが不要でも作成を要求されるのでしょうかという、150番についてはこの2点の質問になります。

一方で、次いで188から189のところの質問です。ここはローンアグリーメントとか、グラントアグリーメントが終わった後に、重大な変更が生じて環境レビューが行われた場合は必要に応じてRAPを公開すると、重大な変更が生じず環境レビューが行われない場合はRAPは公開しないというふうに読みました。これについて3つ質問があります。

1点目は、この重大な変更の定義というのは何でしょうかということところです。2つ目は、必要に応じて公開するしないというようなことが書かれてありますけれども、その判断基準が事例があれば教えてください。あと、3つ目に関しては、いずれにせよ最終版はJICA側で確認はされるので、公開されるべきものではないかなと理解していますけれども、重大な変更が生じない場合はなぜその公開していない、現状されていないということもあるんでしょうが、その理由があったら教えてください。いただければ幸いです。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

それでは、委員の皆様の中でご意見、ご質問がありましたら今頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、今、黒木委員、田辺委員からいただいたご質問にお答えいただいた後、傍聴者の皆様からご発言をいただくようにいたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、審査部のほうでお願いします。

○小島 ありがとうございます。審査部の小島でございます。

田辺委員からご質問いただいた件につきまして、JICAの合意文書の締結のタイミングにかかわらず、相手国法制度上、環境アセスメントの手続は正式に終了し、相手国の承認が得られなければいけないのは当然であると考えております。ガイドライン別紙2の記載は維持されるべきというふうに思います。

他方、JICAとしては適切な環境影響評価が行われている環境社会配慮文書に基づいて、助言委員会を含めたJICAとしての環境社会配慮手続を了することで、合意文書締結に当たっての必要な環境

社会配慮を確保できるものと考えており、合意文書前の相手国当局の承認を必須とは必ずしも考えていませんというのが、今の私たちの考え方でございます。

続きまして、黒木委員からいただいた150番のところでございますね。相手国、正確に理解できているか、またご指摘いただければと思いますが、環境以外の理由は、例えば非自発的住民移転、まさにおっしゃったとおり指すものと考えますけれども、住民移転の理由としてカテゴリA相当であり、自然環境面でカテゴリA相当とならない場合においては、相手国制度上、環境アセスメント報告書を必ずしも求められないというのは想定されます。その場合に、JICAガイドラインの求めに応じて環境アセスメント報告書について、実施機関においてしかるべき承認プロセスを置いて作成・提出されることは私たちとして求めているということになりますので、コンサルタントの皆さんが協力準備調査などで作成する環境社会配慮調査において、そのような支援を行うことはあると考えております。カテゴリBにおいても、同様なことが起きるんじゃないかなというふうに考えています。

重大な変更の定義につきましては、私たちとして運用しているルールがありますので、起きた都度、重大な変更に該当するかどうかというのは私たちのほうで判断させていただいているところがございます。重大な変更の中に当然、住民移転に関係するものがあれば、それに応じてRAPも変更される必要があると思いますので、それが変更された場合においてはきちんと公開される必要があるというのが考え方でございます。それでお答えしていますでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 日比委員、聞こえますか。

○日比委員 はい、聞こえます。

○原嶋座長 手短にお願いします。

○日比委員 すみません、先ほどちょっと遅れてしまいました。ありがとうございます。1点だけ。生物多様性に関するところで、これまでもこの諮問委員会でいろいろご議論させていただきました。今回パブコメでもいくつかやはり、特に重要な生息地等については事業をしないというような方向にすべきではないかというような意見もあったように思います。これはやはり生物多様性の状況の悪化が進んでいるというのが国際的に様々な研究や報告が為されているところでもあります。これまでのところ、JICAさんからの現時点での対応としては、これまでどおり今のガイドラインを維持してやっていきますということになっているのかなと思うんですけれども、ただ、やはり状況悪化が続いているという中で、10年以上前のガイドラインをそのまま使っていくというのは、弱いんじゃないかなと。これまでも、これは平行線なのかなと思うんですけれども、最後にもう1度これは再考をお願いしたいと。

もし今すぐ強化するというような方向に行かないとしても、例えば生物多様性条約のCOP、コロナで開催が何度か延びているんですけれども、議論を見たうえで、早い段階で再度強化を検討していただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。田辺委員は補足でございましょうか。田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 ちょっとJICAの返答に対する反論ですが、よろしいですか。

○原嶋座長 どうぞ。

○田辺委員 JICAの合意文書を合意をした後に承認版のEIAを公開するという事態が、これまでの議論で私どもは想定しなかった状況でして、仮にその承認が合意文書後になった場合、そもそも承認されなかった場合、案件は中止になるわけで、極めてリスクが大きいと理解しているんですが、その承認を得ないでJICAが支援を合意するという想定というのは、どういったときに具体的にそのようなニーズが生じ、また承認されなかった場合に中止になるリスクというのはいかに考えているのかということをお聞かせ願えれば幸いです。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは今、2点、日比委員からのご意見と田辺委員からの追加質問ということで、2点ご対応お願いします。

○小島 まず日比委員のご指摘に対してなんですけれども、10年前に改定されたものでありますけれども、私、承知する限り、5年前の見直しの際に、生体系生物多様性のところについては見直しがあったというふうに考えていますので、10年前の方針がそのままというわけではないと思っています。

当然ながら、今のガイドライン改定案にあるとおり、5年後に見直すという機会はあると思いますので、今後の国際潮流を踏まえて見直していくというのもあると思いますけれども、今はそれができる答えかなと思います。

以上です。

○加藤 JICA審査部の加藤です。田辺委員からいただきました、合意文書の後にEIAの承認がされる場合、仮に承認されなかったときのリスクを含めてどう考えるかというところでございます。

JICAとしては、相手国制度に基づいて相手国の承認が取られるというところは、通常のどの事業でも求めて確認をしているところでありまして、通常は当然に工事が着工される前、もしくは入札される前等で、そういった承認が取られることが相手国制度の下では確保されているわけでありまして、従って、そういったタイミングできちんとしかるべき相手国の許認可を取られる。これはほかの森林伐採に関する許認可とか、工事実施許可とか、それ以外の許認可も環境にも関係する内容は多数あるわけなんですけれども、それと同等に相手国制度に基づいて取得すべきタイミングできちんと取得するというのを必ず確認をしていくということになります。

この対応はほかのマルチのドナーでも同じように対応しておりまして、私どもは協調融資で同じように対応していくときに、JICAは合意文書締結前にそこを確認しなければならないとすると、JICAが歩調をあわせてコミットすることができずに事業に必要な資金ニーズが満たされず、事業が遅くなってしまう、もしくはJICAがキックアウトされるということもあり得ますので、そういったことがないような対応で、かつ環境社会配慮もきちんと行える対応ということで、ご説明申し上げたような対応を考えております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋です。日比委員、聞こえますか。もし補足がありましたら。

○日比委員 はい。今の点で、確かに運用の見直しは5年前ですか、あったかと思うんですけれども、その際に保全、保護、あるいは生物多様性に関して強化される方向で見直しがあったかと言えば、必ずしもそうではないんじゃないかなというふうに考えますので、見直しがあったから10年前

と比べていいんだというようなお答えに聞こえたんですけども、生物多様性の状況を考えるとそれはちょっと違うんじゃないかなと思いましたので、ちょっと補足させていただきました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、傍聴者としてご参加の皆様からご意見をいただきたいと思います。ただ、時間の制約もございますので手短にいただきたいと思いますが、もしご発言を希望される方がいらっしゃいましたら、Teamsのほうでサインを送っていただけますでしょうか。繰り返しますけれども、傍聴者の皆様に順次時間の許す範囲でご発言をいただきます。ただ、時間の制約がございますので、内容的にはコンパクトにいただきたいと思いますが、まずご発言を希望される方、今の段階で遠慮なくサインを送ってください。

それでは、順次こちらのほうでお名前を読み上げさせていただきますので、ご氏名とご所属をいただいた後、非常に時間の制約がございますので、手短にご発言いただきたいと思います。皆様からいただいているコメントに対しては逐次、書面上で回答させていただいている部分もありますので、できればそこと重複しない範囲でご質問等いただきたいと思いますが、よろしくお願います。

それでは、画面上の順序で進めさせていただきますので、まず、川上様、聞こえますか。

○川上氏 はい、聞こえますよ。川上です。

○原嶋座長 それでは、お名前とご所属をいただいた後、コンパクトにご発言いただきたいと思えます。よろしくお願います。

○川上氏 熱帯林行動ネットワークの川上と申します。

実は私も質問をというか、コメントを送っているんですけども、どうも返答の項目に含まれていないので、私のお送りしたものが、8月12日には送っているんですけども、到着していないようなので、そのことが1点と、なのでぜひ確認していただき、私以外にもいないことを祈っておりますが、というのと、あといくつか質問があります。

気候変動のところで一定を超えるって今日お話があって、一定を超えるって、なぜその一定量にしたのかというのが1点。今の気候変動ではその1.5度目標を目指しているのです。

○原嶋座長 川上様、ちょっと音が捉えにくいところがありますので、少しゆっくりめ、且つ大きめに、今の気候変動のところから頂戴できますでしょうか。大変恐縮ですけども、気候変動のご質問、ちょっとゆっくりめで、ちょっと大きめでお願います。

○川上氏 気候変動は一定量というふうに書かれていて、FAQのところでこういう数字だというのはあった、説明がありましたけれども、そもそもなぜその数字になったのか、その妥当性はどうかやって評価して、それになっているのかという根拠というか。私は代替というか、代わりに何らかのもう少し1.5°C目標に合っているということを企業としてコミットするなり、それに合った目標をちゃんと設定しているかどうかとか、そういったものを何らか決めて、それに合致するかどうかを確認したほうがいいんじゃないかなというような提案をしていたんですけども、それが1点。

生物多様性のところも、森林減少、重要な生息地を保護しなきゃいけないと書いてあるんですが、今、森林については重要かどうかよりも、森林自体、森林減少を止めましょうというのがSDGsでも求められているので。あと、著しい転換と書いていますけれども、「著しい」は要らないので、

転換は駄目ですというクリアリーに書くとかですね。

あと、もう一つ大きなのは、先住民族のところなんですけれども、結局ご説明を聞いても、事前のこれを合意というのはちょっと、合意自体は仮訳は間違いで、コンセントは同意というふうに言ったほうが正しいと思うんですけれども、事前の同意が得られるように努めなければならないに今なっているわけです。合意が得られるように努めなければならないとなっていますが、そうじゃなくて、得られなければならないというふうに言われているんですが、それに対する回答は特に変更はないので、そこはなぜそうなのかと、「得られなければならない。」でよろしいのではないかとというようなところがポイントとしてはあったんですけれども、返答の中にはそういった説明はないので、そういう変更がなぜしないのかということとか、その先住民についてはいろいろなSocial Impact Assessmentの実施とか、参加型の調査とかが必要だと思うんですけれども、それが書かれていないとか、あるいは先住民族として国が認めない場合は、JICAとしてそれをきちんと対応して、先住民族の権利を尊重するような形で権利尊重を求めていくというようなことをやるとか、いろいろなコメントをさせていただいていますが、いかがでしょうか。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは、コメントの扱いの件に加えて4点いただきましたので、後ほどまとめて気候変動、森林、3点ですね、先住民族の扱い、この点、後ほどまとめて回答させていただきます。

続きまして、画面上の順序で恐縮ですが、波多江様、聞こえますか。

○波多江氏 はい、聞こえております。

○原嶋座長 では、ご発言をお願いします。

○波多江氏 FoE Japanの波多江です。

私からは1点なんですけれども、項目番号でいくと154と155の、先ほどJACSESの田辺委員からのご指摘があったかと思うんですが、やはりその合意締結前に承認版のEIAが提出されて、それがJICAのホームページにも公開されるということが非常に重要なのではないかとというふうに考えておりました。それが意見なんですけれども、JICAの今の現行上、この承認版のEIAを合意締結前に提出されて、それを公開して今までやってきたと思うんですが、それが合意締結後にも承認版が提出されることをカットしてしまうと、先ほど田辺委員が指摘されたような合意締結後に承認が為されないというリスクもあるかと思えます。それは、ひいては今のJICAの現行ガイドラインである相手国の法制度の遵守というところにも違反をしてしまう可能性があるわけですね。

なので、そういったリスクを考えていただいて、もう1度こちら、この文言あるいは運用については再考をしていただきたいなと、再検討していただきたいなというふうに思いました。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 貴重なご意見、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

じゃ、今の件、回答、後ほどよろしく申し上げます。

それでは続きまして、画面上の順番で恐縮ですが、渡辺様、聞こえますか。大変恐縮ですが、大きめの声でお願いしてよろしいでしょうか。渡辺様、お願いします。

○渡辺氏 ありがとうございます。JVCの渡辺です。

私からは1点なんですけれども、項目番号で言うと19番と20番です。こちら、ご回答いただいて

ありがとうございます。提起をしたうちの基本的人権の部分というのは、この回答で十分にお答えいただいたのかなと思うんですけども、私のコメントの中でもう1点強調して申し上げて、大事なんじゃないかということで理念として申し上げているのが、大綱にも書かれている自由民主主義とか法の支配といった普遍的価値、あるいは民主化の促進、定着で、やっぱり民主的な社会であることが最優先される。本当に事業を行うときの本当に重要な前提なんじゃないかと。今、ミャンマーのあの状況なんかを見ても、あの状況の中で事業を行うことは、やっぱり決して許されざることだというふうに思うんですけども、人々の意見というのが全く反映されない状況になっておりますので。

そういったことが今回全て消えていて、そこは20番のほうでも指摘させていただいたとおり、回答のほうがステークホルダーの参加という文脈に集約されて、ご回答いただいているんですけども、もともとあったのは民主的統治システムの原理に基づいて、そのうえでの意思決定とか参加ということなので、やっぱり社会システムの話、民主的な統治システムの話をしているんですね。ここというのは、本当に理念としては絶対に掲げるべきではないかと思っておりますので、今ご回答の中にこの点がなかったの点、この点、どうお考えになっているかということをご回答いただくとともに、やはり民主主義、民主的な社会、法の遵守、法の支配といったことはきちんと文言として戻す、あるいは加えるといったことをお願いしたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

傍聴者でご参加の皆様、ご発言の希望がありましたら、今頂戴いたしますのでサインを送っていただきたいと存じますけれども、いかがでございましょうか。前半部分、後半部分併せてで結構でございます。これまでの説明等につきまして、ご質問、あるいはご意見がありましたらいただきますので、サインを送っていただきたいと存じますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、今、川上様からコメントの取り扱いの件と、あと3点ほどご質問がありました。あと波多江様から1点、渡辺様から19、20についてのご提案ということで、ご対応をお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 まず、川上様からいただきましたご指摘なんですけれども、多分お手元に紙を用意されて、ご質問を用意されて私たちに提出されたというようなことをおっしゃっておられたんですが、実は私たちのほうでは受領できていなくて、川上様からのご質問はなかったものとして今、回答を示させていただいています。きちんと読んで、きちんと答えたほうがお互いのためかなと思っておりますので、ちょっとそれを改めて送付いただければと思っています。

続きまして、波多江様、渡辺様からのご質問は加藤からお答えします。

○加藤 JICA審査部加藤です。波多江様から改めて、合意文書締結後にEIA提出されたものが承認されない場合はガイドライン遵守違反になるのではないかという点ですが、まさにご指摘のとおり、相手国制度に基づく環境許認可の取得というのはガイドラインの下でも基本として求めている内容ですので、そこは案件形成中、また実施段階にかかわらず確認をしていくということになります。仮に合意文書締結後にプロセスを進めているところで許認可が出ないということになった場合には、当然にそこでその許認可の取得を求めていく対応を、JICAとしては即時に取るということになるかと思っております。

また、2点目、渡辺様から、民主主義、法の支配、民主化の促進・定着ということ、ミャンマーの状況も踏まえながら言及いただきました。そこは非常に重要なポイントと考えております。一方で、環境社会配慮ガイドラインの焦点は、協力する事業の個別の事業の環境社会配慮のプロセスに落とし込んで考える必要があると考えますので、今ご指摘のあった点を個別のプロジェクトに落とし込んでいくと、やはりそこでの合意形成のプロセスであったり、影響についての意見を得ながら、それをどのように事業の中に反映していくかというところが重要になってまいりますので、私どもはまさにこうした点を重要なポイントとして具体的にガイドラインで言及していくということで対応したいと考えております。

私からは以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

ほかに、傍聴者でご参加の皆さん、もしご発言の希望がありましたら頂戴いたしますのでサインを送ってください。

どうぞ川上様、聞こえますか。ちょっと音が捉えにくいんですけども、川上様ですか。はい、どうぞ。

○川上氏 もちろん再送させていただきますけれども、今お伺いしたいいくつかのFPICの努めるじゃなくて、FPICを求めるというふうにはなぜしないのかとか、一定量というレコメンドの一定量の理由は何かとかについては、今説明したことについての質問などで答えていただけないかなと思いますが。

○原嶋座長 2点ですね。気候変動の排出量の一定量のところと、FPICの義務の表現ですね。これについては後ほど準備するようにします。

渡辺様、聞こえますか。どうぞ、短めをお願いします。

○渡辺氏 少しコメントをさせていただきたくて。個別の事業に落とすときというご回答だったんですけども、ちょっと意味がわからなくてですね。この理念のところ、開発協力大綱からやっぱり引かれているんですね。そこを参照しますということで。そこに今申し上げたような民主主義とか法の支配、民主的な社会の統治といったことが書かれていて、なのでやはりガイドラインでも理念として掲げるべきなのではないか、大前提となるものなのでということがコメントだったので、やはり今いただいたご回答だと不十分なのかなというふうに考えますということで、ちょっとコメントを残させてください。

○原嶋座長 はい、承りました。

木口委員、聞こえますか。

○木口委員 はい、木口です。よろしいでしょうか。

○原嶋座長 お願いします。

○木口委員 大変しつこくて恐縮なんですけど、154と155、先ほど田辺委員と、それから波多江さんからご意見ありましたが、お答えを聞いていて、やはり不安になる場所なんです。その合意後の承認がもし生じた場合というのは、先ほどの加藤さんのご説明ですと、許認可が出ない場合はその許認可を求めていくことになるというお答えだったんですけども、例えば日本で考えてみると、あるプロジェクトが、環境省のほうで環境アセスメントを差し戻したりした場合に、当然そこに大きな問題、環境の問題、社会の問題、プロジェクト上の大きな問題というのが発生しているという

ことになりますので、そこでJICAはそれをやることを決めてしまっていて、かつその後にそういうことが指摘をされても、それがもし解決不可能なような重大な問題であった場合に、また許認可を求めてしまうということで、どうしても無理にプロジェクトを進めてしまうというリスクを抱えることになるんじゃないかと思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。

玉村様、聞こえますか。

○玉村氏 はい、聞こえます。皆様、聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 はい、聞こえます。コンパクトにお願いしてよろしいでしょうか。

○玉村氏 申立を未然に防ぐという文言があるところで散見されますが、もちろん未然に防ぐことも大事ですが、これまでに2件、異議申立に出されて、そして不遵守ではないと判断されたものがあると思います。その中で審査役も認めている問題点というものがありませんでしたので、今回のガイドライン改定のときに、そこで審査役も認めていた問題点、そういったものが今後発生しないように、また考えていただけたらいいなというコメントをさせていただきます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今いくつかの回答が必要な部分もございますので、ここで会議室の換気のための休憩を10分ほど取ります。その後、残っております部分についてお答えをさせていただいて、今、異議申立についての言及がございましたので、異議申立要綱のパブリックコメントおよび回答案について説明をいただいた後、またまとめて議論させていただきたいと思いますので、ここで10分、ちょうど10分になりますので、16時10分再開ということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、16時10分再開でお願いします。

16:00 休憩

16:10 再開

○原嶋座長 それでは、原嶋でございますけれども、時間になりましたので再開させていただきます。

これまで3つほどいただいているものにお答えをさせていただいたうえで、次の異議申立要綱についてのパブリックコメントおよび回答の説明に移りたいと思いますので、事務局からまずお願いします。

○小島 改めまして、審査部の小島でございます。

川上様から2点いただきまして、排出量の閾値について、スコープは2万5,000tとしているのはなぜかというところで、これは科学的な根拠を私たちとして持っているわけではないんですが、世銀がそのような今、運用していますので、それを踏まえて導入するということでございます。それをFAQに書き込むというのが私たちの考えです。

もう一つ、FPICについてご指摘をいただきました。今、世銀のESSを調べてみたところ、will obtain the FPICというような書き方になっております。私たちとしても、これまで先住民族が移転対象などに含まれる場合については丁寧な合意、同意を得るよう努めてきたものでございますので、そのように運用していきたいと考えているところでございます。

○加藤 JICA審査部、加藤です。相手国のEIAの承認について、木口委員からは少し不安になった

ということで、仮に取れない場合には取れるようにJICAがごり押ししていくのではないかとのご不安を招きまして、私の表現がよろしくなかったのですが、JICAとしてはあくまでJICAガイドライン遵守を求めていくということで、木口委員もご存じのと通りのガイドラインの2.8に「JICAの意思決定」について書いてありまして、そこで「環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合は、プロジェクトの変更、停止および期限前償還を含む、を求めることがある」という記載されていますので、JICAとしてそのような対応を相手に求めていくオプションがあるということです。

従って、ごり押しというよりは、きちんと環境社会状況について発生している問題について、ニュートラルにガイドラインに照らして対応を確認し、改善を求めていくこととなります。JICAのガイドラインでは、やはり環境社会影響のミティゲーション・ヒエラルキーに則った対応が求められていますので、そうした考え方に基づいた対応を求めていくということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。どうもありがとうございました。

それでは、またいろいろご意見があろうかと思えますけれども、1歩進めさせていただきまして、今、議事次第、議題の中の3番目になります。(3) 異議申立手続要綱のパブリックコメントおよび回答案の説明を頂戴した後、また時間を設けたいと思えますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、柿岡参事役、お願いします。

○柿岡 事務局、柿岡でございます。お手元、異議申立手続要綱のパブリックコメントおよび回答案のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、パブリックコメントを通じまして、11の個人・団体、54件のコメントを受領いたしました。国内外から多数のコメントをいただき、改めて感謝申し上げたいと思えます。

主に「9.申立書の内容」、それから「10.異議申立手続のプロセス」に対するコメントが多かったというような状況でございますけれども、配付資料に基づきまして簡潔にご説明をさせていただきたいと思えます。

まず「2.目的」に関しましては2件コメントをいただいております。審査役の権限に被害の防止や被害者の救済を含むべき、それから審査役は助言機能を有するべきといったコメントを、1番、2番でそれぞれいただいております。1番につきましては、審査役は司法権、強制力を有しないということもございしますが、審査役がJICAの理事長に報告したガイドライン不遵守の対応は、JICAが対応するというご様子でございますので、そういった誤解を招かないような形でJICAが責任を持って対応できればと思っております。

2番の助言につきましては、「13.報告書および意見書に基づく対応」で可能ということで、既に包含されていると理解しております。

次は、「3.原則」に関するコメントになりますけれども、こちらは合計5件、次のページにまたがって5件いただいております。3番と4番のコメントにつきましては、4か月という手続期間につきまして、より短い期間が良いのではないかとコメントをいただいておりますけれども、我々の今の案では最長期間ということでございしますので、審査役が適切と判断すれば、3か月以内に調査を完了す

ることが可能ということで考えております。

5番目のコメントにつきましては、逆に4か月より長い期間が必要ではないかというコメントでございますけれども、今回、検討の上、合計最長で8か月ということで可能にしておりますし、現行の手続要綱の中では、申立人の問題・紛争を迅速に解決することも重要という観点の中で対応できればと考えているものでございます。

1枚めくって2ページ目でございます。こちらは審査役の手続期間の延長理由、それから審査期間中の被害防止策に係るコメントをいただいておりますが、この異議申立審査役による調査の期間につきましては、過去に調査を実施した事案の申立人からの意見書も踏まえまして、現地調査、ヒアリングの期間が十分なかったとの見解が呈されていたこと。それから2020年12月から1月にかけて実施した意見公募などを踏まえまして、期間が短すぎるとの意見をいただいたことから、第10回諮問委員会における協議・検討を経て、現行の期間を、原則4か月以内、必要に応じて合計8か月という形で修正をしたというのが経緯でございます。

審査役が調査を実施している期間におきましても、例えば「10.(6)紛争解決に向けた対応の促進」等を通じまして、結果を待たずに相手国やJICAが被害の防止や問題の解決を進めることも可能と考えております。また、今回の改定の中で、ガイドラインのほうでございますけれども、相手国等に求める環境社会配慮（別紙1）に苦情処理メカニズムの整備も加えております。こういった中で苦情処理メカニズムの活用ということも踏まえて対応できればと考えております。

審査役による事業停止勧告の可否につきましては、第10回諮問委員会においても方針を確認・協議を検討済みということで、ご参考までに記載させていただいております。

それから7番目のコメントでございますけれども、これは基本原則に加えたらどうかという項目でございますけれども、現地の関係者を取り巻く現状を十分に把握することが重要ということは我々としては認識しておりまして、関係者から現地状況をこれまでもヒアリングしてきているということで、反映済みと考えているものでございます。

続きまして、「4.異議申立審査役」の項目でございますけれども、こちらは2件コメントをいただいております。8番目ですけれども、これは独立性に係る項目でございます。この「環境社会配慮審査担当部局」を削除した理由、それからこの部局が異議申立の事務局なのかどうかといった確認のコメントとなります。こちらにつきましては、これまでの文章の中で含まれていた文言を、「1.趣旨」で示されている表現と統一したというのが経緯でございます。「1.趣旨」と統一した項目を、この「4.異議申立審査役」の中でも反映しているという状況でございます。また、「環境審査部署」というのは、JICAの審査部における担当部署を指しておりまして、「15.事務局」というのは、異議申立審査役がその職務を遂行するために必要な補助・事務を行う事業を指しているということになります。この事務局は、審査役の指示・要請に基づいて現地調査に係る事務や広報活動の補助、通訳、翻訳といった契約手続等を行いますので、業務内容は審査役の職務および意向に合わせて柔軟に対応していくという位置づけでございます。

審査役の独立性はそういう観点で、既存の枠組みの中でもそうですが、十分に独立性は確保されていると、我々としては考えているものでございます。

9番につきましては、改定の案について賛意のコメントを得ているものですので、割愛させていただきます。

次は、「5.審査役の権限と義務」に係るところでございますけれども、合計3件のコメントをいただいております。3ページ目の資料となります。No.10は外部専門家の費用負担でございますけれども、こちらはJICAで支出するということとなります。

それから11番は、報復リスク等の対応について改定案に賛成ということでコメントをいただいたものです。

12番につきましては、外部専門家には外国の専門家も含まれるかということですので、これは日本国内の専門家に限らず、専門性を有する方が可能性があるということで記載させていただいております。

続きまして、「6.対象案件」に係るコメントでございます。1件コメントをいただいておりますけれども、「6.対象案件」と「8.異議申立の期間」に共通のため、こちらのほうで反映させていただいておりますが、異議申立の目的につきましてはJICAによるガイドラインの遵守を確保することであるため、国際機関経由の無償資金協力等、ガイドラインの適用対象外となっている協力事業については、本手続は適用されませんということでご説明申し上げます。

では、「7.申立人の要件」の項目でございます。合計4件、このページの最後まで、4件のコメントをいただいております。前半14から16番は3件同様のコメントとなります。二人以上ではなく、一人からの申立も認めるべきとのご指摘でございます。こちらに関しましてはパブコメ実施前に、鈴木委員からも同様のコメントをいただきまして、パブコメ結果も踏まえつつ、検討をすることとされていた経緯がございます。結論といたしましては、当該国の原則二人以上の住民により為される必要があるということで、「原則」という言葉を追加させていただいております。

17番につきましては、代理人活用に当たって、申立人に条件を課すべきではないのではないかというコメントでございます。申立人が審査役と直接やり取りを行うことは、中継を省くことによって手続の迅速化・情報の欠落・曲解の防止、そういったことにもつながるということで、申立人にとっても利便性があると考えております。また、審査役も置かれている状況を正確に把握するという点でも非常に効果的ということで、可能であれば申立人が申立を行うことが望ましいと考えています。

次のページに移ります。4ページ目となります。「8.異議申立の期間」となりますが、パブコメ実施前に鈴木委員からいただいたコメントを踏まえまして、末尾の記載、ガイドライン上のモニタリング結果とその確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立は可能であるとの改定案にて、パブコメを実施させていただきました。合計4件のコメントをいただいております。

18番はプロジェクト実施期間中の申立を含めるべきということですが、こちらは現行の中でも期間内のプロジェクト実施も含まれるという答えとしております。

19番と20番につきましては、プロジェクトが終了してから1年が経過するまでの異議申立を行うことができるとの改定に対して、さらに延長すべきとのご意見をいただいておりますけれども、今回、諮問委員会からの意見に基づきまして、現行の「案件終了まで」から「終了後1年」という形で延長されております。また、被影響住民は、JICAがモニタリングの結果を確認している期間においては、ガイドラインに基づくモニタリング結果とその確認に係る異議申立を行うことも可能ということで記載させていただいております。

21番は、プロジェクトの終了時期をFAQで明記すべきとのコメントをいただいておりますが、プ

プロジェクトの終了時期につきましては、基本的に事前評価表にて定義されているという状況でございます。

次は「9.申立書の内容」となります。1番多かったのですが、合計11件のコメントをいただいております。4ページ目から続きますけれども、まず22番でございます。申立人の使用言語に係る改定案に賛意のコメントでございますので、割愛させていただきます。

それから、23、24番は、記載内容について申立人の負担を緩和すべきとのコメントですが、23番につきましてはガイドライン不遵守と被害との因果関係の記載は申立人の負担となるということですが、こちらにつきましては因果関係の記載は必須ではないということをご説明申し上げます。

それから、24番につきましては、被害状況の説明を求めべきということでございますけれども、こちらにもJICAガイドラインによる不遵守およびそれに起因する紛争のみを対象としているというのがまず一つ。そのうえで、これを明記しないという場合につきましては、本来、他の窓口にご相談すべき問題を誤って審査役に申し立てることによって申立人に余計な負担が生じる、もしくは問題への対応・解決が遅れるといった弊害も可能性としてあり得るということも想定しております。この手続の改定案では不遵守とされるガイドラインの項目を特定することまでは求めていないため、ガイドラインを熟読していない場合でも、環境・社会面への負の影響がある場合に申立を行うことは可能と考えております。

この改定案につきましては、これまで申立書の必須項目としたガイドライン不遵守と被害の因果関係を任意記載事項としていますが、英訳のほうでは一部誤解を与えかねない表現がありましたので、和文に合わせて一部、最後の部分、JICAのガイドラインの不遵守の結果としてという部分を削除するという修正を、英文で行っております。

次のページ、5ページ目でございますけれども、25から27番は、申立人の立場をさらに配慮すべきといった趣旨のコメントとなっております。25番につきましては、報復を避けるべく直接審査役の申立も認められるべきということでございます。こちらにつきましては必須事項ではなく、任意記載事項ということとしておりますので、苦情処理メカニズムの活用を促すということも一つの方法としてご指摘させていただいているものでございます。

また、この改定案ですが、相手国と対話を試みるのが報復・脅迫等につながると申立人が考える場合には、申立人は直接JICAの事業担当部署に相談することができるということも記載させていただいておりますので、JICAの事業担当部署が申立人から対話を求められた場合には、申立人の安全に配慮しつつ適切に対応することを定めております。

26番は、相手国、それからJICAの事業担当部署への相談の努力を求めず、申立人に選択させるべきといった趣旨のコメントでございますが、先ほどのコメントと同様となりますけれども、苦情処理メカニズムの整備をガイドラインで挙げており、このシステムが周知され対象者が容易にアクセスできること、それから苦情の申立が対象の不利益につながらないこと、苦情には迅速に対応することといった具体的な要件を示しております。また、この被影響住民に苦情処理メカニズムの利用を勧めること、それから苦情処理メカニズムが適切に機能しない場合には、JICAの在外事務所、事業主管部に相談するよう求めることは、ガイドライン遵守の観点からは我々としては有意義ではないかと考えているものでございます。この問題を迅速かつ効率的に解決することによって、申立人

に対する被害の防止や最小化につながるものということですので、活用できればということで記載させていただいております。加えて、相手国との対話は必須要件ではないということも改めて注記させていただいております。

27番も同様な趣旨の内容となりますけれども、苦情処理メカニズムの整備をしっかりと活用することが一つでございます。また、早期対応によって被害を最小化、防止するというのも、在外事務所も含めて事業担当部署がやっていくべきと考え、記載をさせていただいております。

また、申立人が相手国との対話に向けた努力を行うことができない、やむを得ない事情がある場合には、こういった事情を記載するというのも選択肢として記載できるような修正、加筆をしているということも記載させていただきました。

それから28、29番につきましては、逆に申立人が相手国への事前相談、それから事業担当部署への事前相談を必須とすべきというコメントでございますが、こちらにつきましては、28、29番共に「対話が必須」ではなく、「対話に向けた努力を行うことが求められる」という表現にしていることをご説明申し上げます。

30番となりますが、こちらは申立人にガイドラインの熟知を求めるべきではないということでコメントをいただいているものでございますけれども、こちらにつきましても申立人によるガイドラインの不遵守項目の特定は必須ではないということをご説明申し上げます。

次のページ、6ページ目に移ります。31番は改定に対して賛成ということで割愛させていただきます。

32番は、記載することが望ましいとした理由、それから申立のハードルを下げたと理解していかというご指摘でございますけれども、この負担を軽減し、早急に申立を行うよう、ガイドライン不遵守の条項や、被害との因果関係については必須事項ではなく任意記載事項ということで、ご指摘のとおりとなります。

続きまして、「10.異議申立手続のプロセス」に移ります。こちらは合計10件のコメントを頂戴しております。33番は申立手続手段、それから連絡先を記載すべきというコメントでございますけれども、こちらについては「10.(1)申立書の提出」に手段を記載していること、連絡先は「14.情報公開(5)」に従って、JICAのウェブサイトで公開することを説明申し上げます。

34番のコメントは、封書、電子メールに限らず口頭も含むべきということでございますけれども、こちらにつきましては、やむを得ない場合は代理人を通じて行うことも可能ということで、含まれているということでお答えしているものでございます。

35番でございますけれども、受理通知内容に予備調査の期間等の追記を求めるべきということでご指摘いただいているものでございます。この通知の部分につきましては、予備調査の内容、期間やその後の手続といったことも記載しているので、受理通知例も参考になろうかと思っております。

36番のコメントにつきましては、一部条項が重複しているので削除すべきではないかということでございますけれども、10.(8)と10.(4).3)は重複していないので生かしたいというご説明を申し上げます。

37から39番は、要綱の記載内容に追記すべきとのコメントをいただいております。37番につきましては、「期待する解決策」も加筆すべきというところでございますけれども、この箇所につきましては、紛争解決のための対話の促進、またJICAのコンプライアンス審査のどちらかに重きを置

いた調査を申立人が希望した場合に、審査役が予備調査の結果を踏まえた調査の方向性を事前に当事者に伝えることを可能とするものですので、これは申立人から記載があった場合ということで、記載は必須ではないということになります。この異議申立手続につきましては、現状の状況や申立人の意向に合わせて柔軟に対応することが可能と考えておりますので、この点は若干、世銀、ADBと異なるということをご理解いただくと幸いです。申立書は、「14.情報公開」の内容に基づき、JICAのウェブサイトに掲載されることから、必ずしも申立人および相手国への通知書に「期待する解決策」を改めて記載する必要はないと考えています。

38番でございます。こちらは「可能な限り」でなく「必ず」とすべきということですが、審査役が対面でヒアリングを行うことが困難な場合があるということで、理由を加えております。不可能として審査、対応を却下するのではなく、できる範囲での情報収集や対応を可能とするため「可能な限り」としてありますが、こういった経緯があることを含めて、記載させていただいております。

次のページ、7ページ目に移ります。39番のコメントでございますけれども、「10.(7)外部専門家の活用」に係る改定案に賛成いただきつつ、「10.(6)紛争解決に向けた対話の促進」のために、ファシリテーション能力向上を含めて、より強固な仕組みを導入すべきとのコメントです。この紛争解決のためのメカニズム、手続を導入することの是非につきましては、必要性が明らかになった時点で検討したいと考えていることをご説明申し上げております。

次に40番から42番の3件でございますけれども、「10.(7)外部専門家の要件」についてのコメントをいただいております。このうち40番と41番は、外部専門家の要件を記載すべきということですが、外部専門家の選定・活用は、当該プロジェクトとの関係に留意する必要がありますけれども、例えば通訳やファシリテーターに関しては、申立人が信頼性や安全確保の観点から、プロジェクトの意向調査、移転計画の策定に関わった人物・団体の活用を望む場合も考えられるということで、最終的には審査役の裁量に委ねることができるよう、ある程度の柔軟性を確保しておきたいということで、今の改定案としております。

42番につきましては、「10.(7)外部専門家の活用」、この選任の際にJICAからの独立性を確保すべきというご指摘でございます。外部専門家の活用は現行では「15.事務局」に記載されておりますけれども、改定案では審査役の権限として「5.審査役の権限と義務」に記載しております。この外部専門家の傭上・契約は公費で行われるため、法令・規程に従う必要がございます。また、審査役の指示に基づいて行うことを明記していることから、審査役の意に反した人選、雇用契約が行われることはないとしております。

次に、「11.理事長への報告」となります。合計3点、7ページ目の最後3点が該当いたします。43番につきましては、審査役が調査実施の是非を判断できるにもかかわらず、延長判断できないのは独立性の点から異議ありとのコメントでございます。こちらにつきましては、手続要綱の該当箇所を修正する提案をさせていただきました。すなわち、訂正線を示しておりますけれども、「...することができる。理事長は報告を受け、期間の延長につき相当程度やむを得ない事情があると判断する場合には」を削除し、理事長に報告し期間延長するということで、審査役での対応ということを記載しております。

44、45番につきましては、報告書のドラフトを事前に申立人や事業担当部署に提出、確認すべき

というコメントでございます。現在の案におきましても、審査役が必要と判断した場合には、この報告書案の一部、全文を申立人または事業担当部署と共有し、事実関係や審査役の解釈に誤認がないかを確認することは可能でございます。また、「14.情報公開」におきましても、最終報告書を公開前に当事者に送付して、公開の可否を確認することとしております。報告書のドラフトを確定前に確認するという事は、全ての事案において必須と定めるのではなく、審査役の裁量に委ねることが適切ではないかということで、現在の対応と考えているものでございます。

次のページ、8ページ目に移りまして、「12.事業担当部署からの意見」の46番でございます。事業担当部署が申立人とさらに協議することを記載する提案でございますけれども、これは申立人が事業担当部署等との対話を望まない場合や、審査役が中立性維持のために特定の助言を避ける場合もあるかと思っておりますので、これについては必須条件として全事案に一律に課すことなく、審査役がニーズに合わせて臨機応変に対応できるよう、原案維持という考え方をしております。

「13.報告書及び意見書に基づく対応」でございます。こちらは1件のコメントがございますけれども、審査役が追加的な現地調査ができるように追記するという提案でございます。こちらにつきましては、原案のままでも審査役は主導的に現地調査を実施することが可能と考えておりますので、特に加筆をすることなく対応できると理解しております。

「14.情報公開」に関しては2点ほどコメントをいただいております、1点は広報が加わっていることについて賛成をいただいているものでございます。

それから49番につきましては、この広報活動の言語が限定されているのではないかとのご指摘がありました。広報資料の言語について特段の基準や制約を設けていないことから、誤解を招かないように、「ウェブサイトで公開する際に用いられる言語は」の前に、「上記(1)の文書を」ということで、言葉を補う形で修正をかけさせていただきました。

続いて「15.事務局」に関しては、事務局の独立性と業務の明確化についてのコメントをいただいております。

50番でございますけれども、事務局もクーリングオフ期間があるべきではないかということでございます。この事務局の人員配置は本手続要綱の対象範囲外と考えておりますけれども、本件についてはJICAがその職員を他の部署から事務局へ、または事務局から他の部署へ異動させることは、審査役および事務局の孤立化を防ぐとともに、異議申立手続から得られた教訓、優良事例をJICAの他の部署に広げていくということも利点と考えておまして、こういった利点につきましては、ADBのコンプライアンス審査パネルの事務局においても確認され、反映されているというのが我々の理解でございます。

51番でございますけれども、審査役の職務の補助についての加筆理由をいただいております。事務局は審査役とJICAの事業担当部署や相手国との連絡、それから審査役が活用する外部専門家の雇用・契約に係る手続、審査役の渡航手続といった支援を行う必要がございます、「審査役に関する事務」といった表記だけでは不十分であることから追記した経緯となります。これらの事務局業務はあくまでも審査役の主導、指示の下に行われるものでありますので、「審査役の職務の補助」という記載をしたというのが、この加筆した理由となります。

「16.見直し及び経過規程」については、特にコメントはございません。別添につきましては、52番のコメントとなります。

この別添様式の改定に係るご照会をいただいておりますけれども、申立書の例や受理通知例といった様式は、手続要綱本文の改定が確定した後に、改定内容に合わせて修正と考えております。

それから、53番、54番は、全般に係るコメントでございますけれども、53番については審査役、事務局はJICA外に設置すべきではないかというご指摘でございます。審査役は公募でJICA外の選考委員会によって選ばれていること、それからJICAの職員ではなく、JICAの組織内に常駐するものでもないことから、独立性は確保されているのが我々の考えでございます。また、事務局に関しましては、審査役の指示に基づいて必要な手続、具体的には調達・契約、情報公開といった手続を行っていきますので、審査役とJICAの事業担当部署と円滑なコミュニケーションを図る観点からも、JICA職員の配置は妥当というのが我々の考えでございます。

最後、54番でございますけれども、他国に申立の受付組織を設置する提案でございますけれども、こちらにつきましては、苦情処理メカニズムの整備を進めていることも踏まえまして、こういったメカニズムが十分機能しなかった場合に講じる手段ということから、全ての援助国に対し設置する必要はないと考えていることを説明申し上げます。

一連の54件のコメントにつきましては、我々の対応方針は以上となります。ありがとうございます。

○原嶋座長 原嶋でございます。ご説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見をいただきますが、これまで角田委員、小林委員、杉田委員、三宅委員、持田委員からご発言いただいておりますので、これ以前のガイドラインに関わることも含めまして、ご発言、自由にいただきたいと思っておりますので、ご希望がありましたらサインを送っていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の皆様、ご発言、ご希望ありましたらサインを送っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この場でガイドラインのほうに遡っていただいても構いませんので、もしご発言、ご希望ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

木口委員、聞こえますか。

○木口委員 聞こえております。

○原嶋座長 じゃ、お願いします。

○木口委員 ガイドラインのほうに戻るんですが、先ほどのJICAの加藤さんのご回答に対してですが、私の言葉が足りずに申しわけありません。

こちらが心配していたのは、JICAさんが無理にプロジェクトをゴリ押しするというよりは、JICAさんの決定があることで相手国の意思決定が歪んでしまうのではないかと、その影響を受けて決定が変わってしまうのではというところを非常に懸念しております。例えばその環境系の機関というのは、日本で見ても、ほかの開発を進める機関に比べて大体において力が弱いのではないかと懸念がありますし、そういった影響を受けている住民の方々は環境省ですとか、それから保健省みたいなところ、健康ですとか環境に関わる場所の省庁と恐らくやり取りはできるけれども、その開発を進める側とは対立関係になってしまって話が難しいというようなことが想定できますので、その中で環境的なものでその審査がもう1度返されて環境アセスメントなどが通らなかったときに、住民の方の意見がそれに反映されているというふうに考えられるかと思うんですけれども、一方で

省庁間の力関係で住民の意見が反映されていると思われる何らかの決定がほかの経済的な力のある省庁のほうの決定で歪んでしまわないかという、そういうところを懸念しています。この手順に関してはJICAさんのプロジェクトの決定というのが非常に大きな、その正当性をその事業の推進に与えてしまうんじゃないかというところを懸念してでの発言ですし、今までの皆さんのご発言もその点だったかと思しますので、もう1度ご再考いただければと思っております。

すみません、長くなりましたが以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

私から1点、事務局に質問させていただきたいんですけども、JICAの意思決定の中に「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合」というのがあるんですけども、アセスメントが承認されていないという状態がもしあったときに、それを実質的にどう見るのかという、その取り扱いですね。これとも関係すると思うんです。アセスメントの公開ということと、その承認という行政的な手続の、今154、155の主な公開時期のことを話しているんですけども、実質的に承認されているということが、JICAの意思決定の条件との兼ね合いがどう考えればいいのか。今、木口委員からのご質問にも関連するので教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○加藤 ありがとうございます。JICA審査部、加藤です。

行政手続という観点では、まさに事業を実施するに当たっての許認可の一つとして環境許認可が重要なものとして位置づけられていると考えますので、当然にJICAとしては相手国制度で求められているタイミングで、この事業の必要な許認可が得られているかというところを確認をしていく。それが取られていなければ、相手国の法制度にも沿っていない対応となるので、JICAガイドラインに照らした相手国の法令遵守というところに沿う対応が確保できなくなるというところでございます。

通常、環境許認可については土木工事等、現場での改変が起こる工事の着工前までに取ることが通常だと思いますけれども、それまでにきちんと相手国制度に基づいて取られることが必要であって、それが取られていない場合にはJICAとしては、それはガイドラインに合致していないというところを相手に確認をして、是正を求めていくということになると考えております。

○原嶋座長 木口委員、いかがでございましょうか。

○木口委員 今のお答えで納得しました。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、傍聴者でご参加いただいている皆さんにも時間の許す範囲でご発言いただきたいと思えます。もしご希望がありましたら、サインを送っていただけますでしょうか。

それでは、画面の順番で大変恐縮ですけれども、玉村様、聞こえますでしょうか。

○玉村氏 はい。

○原嶋座長 ちょっと大きめをお願いします。よろしくをお願いします。

○玉村氏 まず25番に関してなんですけれども、相談方法というのは具体的に何か教えていただきたいなというふうに思いました。ティラワではかつてJICAには電話での回答があった。だけれども、その住民は相談ができなかったというふうに訴えていましたので、そういったことが起きないように、こういった対応を取られるのか。あと、インターネットにアクセスできない人や、そういった技術、手段を持っていない人に対して、どのような対応をするのか教えていただきたいと思えます。

あとは言語に関してなんですけれども、ティラワの件では書類を読めない前提で交渉すべきと考

えられると審査役の調査報告書に書いてありましたが、書類を読めない住民に対してどのように説明をしていくのか、そしてこの異議申立制度にアクセスできるようにするのか、どのような対応を取られるのか教えていただきたいです。

あとは38番に関してなんですけれども、「可能な限り」の表現に至るまで今いろいろな懸念を書いていらっしやると思います。それらの支障をきたす可能性というものが既に想定できるのであれば、そういったものを列挙して、どのように対応してヒアリングするのか、していくのかというのを明記するほうがいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。それではいくつかいただいた後、まとめて対応させていただきます。続きまして、ちょっと順番を変えまして、これまでご発言がなかった関西NGO協議会、高橋様というふうにお名前が出ていますけれども、高橋様、聞こえますでしょうか。

○高橋氏 はい。私の声は聞こえておりますでしょうか。

○原嶋座長 はい、届いておりますので、ちょっと声、大きめでお願いいたします。大変恐縮ですが、よろしく願います。

○高橋氏 機会を頂戴いたしましてありがとうございます。

前にお話しした方と実は二つとも質問事項がかぶるんですが、ちょっと1点、これはぜひ改善をお考えいただきたいというところがございますので、その1点に絞って、ちょっと私のほうから補足という形になりますが、お伝えさせていただきます。

この38番の異議申立プロセスの件なんですけど、ここ「可能な限り」という文言を使われていますが、非常にこれは曖昧で、その解釈の範囲が広がる。ここはやはり前提という文言を入れていただくほうがより明確ではありますし、ここにご回答いただいているJICAさんの意図もそちらのほうで反映されるのではないかと、1点申し上げておきます。

それと、異議申立手順が起こらないような、今、流れに合っていると思います。ですので異議申立が起こらないためのこのガイドラインの改定ということも一つ大きな流れとして今回はあったのかと考えておりますが、そうした中でも異議申立が起こる、起こり得るということを想定しますと、やはりここは丁寧な文言で押さえておいたほうが良いのではないかと、ことだけ1点、補足として申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○原嶋座長 原嶋です。どうもありがとうございました。承りました。

続いて、順番でいきます。画面上でいきます。

渡辺様、聞こえますか。JVCの渡辺様、どうぞ。

○渡辺氏 私から2点で、一つ目が項目の6番です。

6番で、私はこれ二つ異議申立が過去にされたうち2点、本審査に行ったうちの一つ、モザンビークの住民の方々と一緒に活動するということをやっていたんですけれども、その間、やはり審査中にここで言われている理由ですかね、最後に「当該事業が相手国にもたらす広範囲かつ長期的な便益や、あるいは事業の停止によって生じる負の影響を、ほかのプロジェクトやアクターとの関係も含めた幅広い視野から勘案したうえで判断すべきもの」というふうに書かれていて、それすごくもったもなことに聞こえるんですが、異議申立を現地の住民がするというのはよっぽどのことなんです。ガイドラインの不遵守があるかどうかということより、それもあるんですけれども、やっぱり

住民たちというのは、被害があると自分たちが感じるからそれだけ労力をかけて申立をするんですね。

なので、やはり中立の立場でおっしゃるのであれば、むしろきちんと、じゃ、申立の間、事業をどのようにするのかという、この判断の条項というのを審査役の権限いかなの話だけではなくて、ここのご意見とあるほうのコメントに書かせていただいたのは、条項を設けるとか、その被害拡大を防ぐための具体的な方策に係る条項を設ける、そういったことをやっぱりご検討いただきたいですし、すべきだというふうに考えています。ちょっと今回いただいたご回答だと不十分なのではないかと思いましたので、この判断、こういうふうに判断するということはわかるんですけども、そうであれば、やはりどういうふうにするのか、あるいは被害を防ぎますということとを明言するであったりとか、そういったことをやはりこのガイドライン、異議申立の手続に入れるべきではないかというのが一つです。

もう一つは、既に皆さんがおっしゃってくださって、この38番の質問、自分が出したものですけれども、おっしゃっていただいたとおりで、「可能な限り」というのではやはりその異議申立のそれだけの思いを持って、被害があるというふうなことを訴えている声に応じられるものではない。「可能な限り」というのは非常に曖昧な言葉で、どうとでも取れてしまう。それしかそのガイドラインに書かれていないと、後でどうとでも取れるということがあるので、やはり前提として基本的にはきちんとヒアリングを行うということ。ただしということで、但し書きでここに書かれたような懸念事項としてそういった、できないこともあり得るということを明記するという、そういうふうにするべきだというふうに考えています。

なので、前提としてはやっぱり「可能な限り」というのはあってはならないことというふうに思っていますので、ここはぜひご対応ください。

以上、2点です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、川上様、聞こえますでしょうか。

○川上氏 はい、聞こえますよ。

○原嶋座長 大変恐縮ですけれども、手短にお願いできたら幸いです。よろしくお願いします。

○川上氏 私は14、15に該当するところで、要するに申立人の、今回は原則二人ということで、一人でも受けるということで変えたということのようなんですけど、ただこれ、この目的としては不遵守を確認して改善するということだと思っているので、もちろん現地の方で影響を受けた方が1番問題で、それを改善しなきゃいけないので、申立の要件として入れている。もちろん当然現地の方は入るんですけども、不遵守を見つけたわけですから、それは別に現地の人であろうと、どんな人であろうと関係なくて、見つけてこれは問題だと確認できた人が申立することによって問題を改善することが可能になるのではないかと思いますので、なぜわざわざ現地というふうに限定しなければ、住民じゃなきゃいけないのか。誰でも不遵守を確認した人が申立できればいいんじゃないかと思いますが、それも一人で、一人見つけた人が申立ればいいのかと思われそうですが、というのを提案しておりました。

○原嶋座長 はい、承りました。どうもありがとうございました。

玉村様がサインを送っていらっしゃいますか。玉村様、聞こえますか。玉村様、サインは消した

ということでもよろしいでしょうか。

○玉村氏 すみません。一つ忘れていたので、追記でもよろしいでしょうか。

○原嶋座長 じゃ、手短にお願いします。

○玉村氏 協議に関してです。ティラワの審査役の調査報告書では、有無を言わせぬ雰囲気での移転同意書の署名があったというふうに申立人が主張があつて、審査役のほうではそういった強制・脅迫というものは確認できず、意見が言える雰囲気だと推察されるが、住民がそう受け取っていた可能性はあるということ、可能性というものを認められていたと思います。今後、その住民との協議において、住民が脅迫もしくはそういったものを感じる可能性について、どのような策を講じていくのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

いくつかのご質問をいただいております。ある意味で集約、38とかいくつかに集約できますけれども、ほか、委員の皆様よろしいでしょうか。これまで異議申立の手続要綱について、鈴木委員いかがでしょうか。鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 はい、鈴木です。私からは特段の意見はありません。

○原嶋座長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○原嶋座長 これまで紛争で未然防止の関係でいろいろ建設的なご意見をいただいておりますので。

○鈴木委員 随分と意見は反映していただいたと思っています。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今いくつか傍聴者の皆様からいただいております、特に25、38、あと申立人の関係などに集約されていますけれども、所見を頂戴してよろしいでしょうか。

○竹田 異議申立事務局の竹田と申します。

テクニカルな点についてはこちらのほうからお答えを差し上げたいと思います。

まず1点目、玉村様からコメントのございました25番のパブリックコメントに対する対応についてなんですけれども、どのような形でJICAに対して相談をするのかということと承りました。こちらについては電話でも可能ですし、Eメールもちろん可能ですし、あるいはJICAに対してもその他の手段で、手紙ですとか、あるいは場合によっては代理人を通じてコンタクトというのも可能なんではないかと考えております。

あと、言語につきましては、こちらにつきましてはこの制度自体を今回の改定に際しまして、もう少しその広報、啓発活動を実施していきましようということで書いて、事業部門も協力の下、事業実施に際して啓発活動していくということになってございます。その中では、字を読めない方々にも、この制度が伝わるような形で広報活動をしていくことを想定しております。

それと38番に関するコメントですね。こちらについては「可能な限り」。異議申立要綱の10ポツ（10. 異議申立手続のプロセス）の中で、ガイドラインの遵守に係る事実の調査について、審査役はJICAによるガイドライン遵守に係る事実を調査するため、可能な限り申立人またはその代理人から直接異議申立に関わる事実をヒアリングするというところで、こちらは現行の手続要綱では「申立

人と直接面会する」となっております。なので、今回のコロナの影響を踏まえて、コロナ禍ではなかなか直接面会してヒアリングすることが難しいということ踏まえまして、よかれと思ひまして、直接面会には限定せずにヒアリングする方向というところで「可能な限り」を付した背景がございます。

ただ、ご指摘を踏まえまして、こちら、例えばこういった形が良いのかは持ち帰って検討して、次回の諮問委員会でご提示させていただきたいと思っております。変更の趣旨は今申し上げた内容になります。

あとは、高橋様からのコメントも同じであったと思ひます。今趣旨をご説明したとおりです。

あと、JVCの渡辺様からのコメントですね。モザンビークで審査役による調査期間中にどういった対応ができたのかという、そういった対応ができるようにしてはどうかというところについてなんですけれども、ここで記載させていただいているのは、事業の停止とか、そういった中断とかいった大きな判断については、その審査役にお任せするにはかなり重い責任だと思っております。審査役は当然のことながら提言ですね。こういった事情を踏まえて提言は、その停止も含めて提言はすることができます。ただし、最終的な対応についてはJICAのほうで関係政府機関と、相手国政府等と協議しながら判断していくということで、こちらの説明を書かせていただいております。ただ、実際にはそのような課題が生じて申立が起きていて、おっしゃるような非常に甚大な環境社会影響が、事案が生じている場合には苦情処理メカニズムであるとか、あるいはそれ以外の対応を実際には検討していくということになるかと考えます。

同じく渡辺様から38番のご指摘があった点は、先ほど回答申し上げたとおりになります。

川上様から、基本的には現地の方から、住民の方からの直接の異議申立というものを想定してはいますけれども、要綱にも記載のとおり、代理人を通じての申立も可能です。なので現地の方々がこういった形で影響を受けていますと、それを踏まえて現地の方の意向もあって、代理人が申立をすることも可能となっております。

最後、玉村様からのコメントなんですけれども、こちら、趣旨を十分に理解できていないかもしれないんですが、こちらはガイドラインのほうに係るご質問だと思いますので、審査部のほうから回答を差し上げます。

○加藤 JICA審査部の加藤です。ご指摘の点は、脅迫のようなものが実際にはない形で住民との協議が行える方法についてどのように考えるかというご指摘と理解しました。

今回その点、非常に難しい点だと思いつつも、別紙5として新たに現地ステークホルダーとの協議について大幅に拡充をいたしました。その中に意味ある協議の視点、意味ある協議の確保のために3ポツでその点を触れております。具体的には、「現地ステークホルダーとの協議は意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のない文化的に適切な方法で行う」という記載でございます。これを踏まえながら、JICAとしては今ご指摘のあったような苦情処理メカニズム等で、こういった苦情があった場合には、ニュートラルによく情報収集をしながら、ここの規定に照らしながら是正を求めていくということになるかと思ひます。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。傍聴者としてご参加の川上様、聞こえますか。

○川上氏 今のお答えは私の趣旨とちょっとずれておひまして、そもそもこれはここにちょっと、

24番ぐらいに書いてあるんですけれども、いわゆる不遵守の、遵守の確保を目的につくられていると書いておまして、別に影響を、起きた地域住民の影響に対して対処するためではなく、ガイドラインの遵守を目指しているわけなので、不遵守が見つけれました、それはなんびとたりとも、一人誰でも見つけた人が指摘して、その問題点について対応するということではいいのではありませんか。というか、代表者とか代理人ではなくても、誰でも不遵守を見つけた人が言えるというふうに書いたらいかがでしょうかという。その直接的な影響があろうがなかろうが、不遵守の改正という、不遵守を見つけたということを受け付けられるようなシステムがいいのではないですかという。目的に照らしてそうじゃないですかという質問です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。申立について、以前からいろいろな条件、どうあるべきかということについてはご意見をいただいております、いくつかの要素があつてですね。一つは、やはり最終的に不遵守があつたかどうかというのは、その申立の段階ではなかなか判断できないわけでありまして、あまり制度がみだりに使われてもいけません。そういう意味で制度の安定性を考えて一定の条件を課しているということで、人数についてはいろいろご意見がありました。また見直しをということでもありますけれども、そういった背景の中で今の段階に到達しているという状況でございます。

川上様、いかがでしょうか。

○川上氏 いや、それはあの、限定してしまっていると思つてですね。それはみだりに出しているかどうかは、その受付窓口が判断すればいいんじゃないでしょうかね。疑いがあるかどうかを判断して、本当に疑いがあるかどうか、疑いがあるよといったことに対しての確認をして、疑いがあれば、それを不遵守の疑いがあるわけですから、それをきちんと対応するという、そういうシステムにすることによってガイドラインがきちんと遵守されているかどうか確認できる。そのほうが効率的だと思いますよ。本当に影響がない限り苦情に出せないというのはおかしな話だと思います。それでは不遵守に対応できない。それを見つけれなかつた人は、結局影響がある人しか出せないわけですよ。それを非常に限定していて、それは大いに問題があると思つて、苦情システムとして。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今のご意見も踏まえて、委員の皆様いかがでございますでしょうか。全体を通じて、あるいは異議申立手続要綱につきまして、ご意見がありましたら頂戴したいと思いますけれども、これまでご意見をいくつかいただいておりますけれども、角田委員いかがでしょうか。小林委員、杉田委員、三宅委員、持田委員からまだご発言を頂戴しておりませんので、もしここでご発言がありましたら、全てを通じて頂戴いたしますのでサインを送っていただきたいと存じますけれども。

本日、これまで多くいただいたパブリックコメント、そして本日の議論を踏まえましてガイドラインの本文、あるいは異議申立手続要綱の本文につきまして修正を加えて、次回、諮問委員会で改めて議論をするという形に進めていくということは、今の段取りとして考えられるところでございます。段取りも含めて何かご発言をいただきたいと思つておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

傍聴者の波多江様、聞こえますか。会話でいただいておりますけれども、議事録に残す趣旨もございまして、一旦ご発言をいただいてよろしいでしょうか。手短にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○波多江氏 大変また繰り返して恐縮なんですけれども、154番、155番の件ですね。ガイドラインの資料のほうですけれども、EIAの承認版がないままに、提出版でJICAが合意締結することが可であるとするならば、要は環境許認可の提出がないままJICAが合意締結をするという理解になるのでしょうか。その点をもう1度確認をさせていただいて、後日でも構いませんので、意見交換をさせていただければと思いました。私たちからすると、やはり環境許認可がないままJICAが合意締結するということは、これまでのJICAのガイドラインからもかなり大きな変更であるというふうに思っております、その点をもう1度追記させていただきました。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋座長 加藤さん。

○加藤 ありがとうございます。今ご指摘のとおり、許認可は相手国制度に基づいた許認可でございますので、ほかの例えば森林伐採に関する許認可であったり、工事着工に関する許認可であったり、廃棄物に関する許認可であったり、そういったものと同じように、しかるべきタイミングで環境許認可が取られるということが必要だということで、それは必ずしも合意文書の締結の前に必ず取られるというものではないという理解をしています。ただ、今ご指摘を受けた点も踏まえて、次の会合までにはもう1度、JICA内でも議論をしたいと考えます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今の点は木口委員からもご質問いただいておりますので、次回少し整理させていただいて、意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、時間の制約もございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これまでのパブリックコメント、そして本日いただいたご意見、全て100%反映できるかどうか、いろいろ限界もあるかもしれませんが、これを本文のほうに置き換えて、次回、その文章については議論することです。

あと企画部のほうから、補足でどうぞ。

○柿岡 すみません。ちょっと戻って申しわけございません。先ほど川上様から指摘いただいた点につきまして、現段階でわかることをご説明申し上げればと思ひ、お時間いただければと思ひます。

遵守、不遵守、第三者の方が見つけた場合ということのご指摘に関しましてですけれども、異議申立の要綱と離れてしまいますけれども、ガイドラインですね。こちらにつきまして3.2.2モニタリングおよびモニタリング結果の確認という項目がございます、その第3項に、第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて相手国等による適切な対応を促すといった項目がございますので、モニタリング段階での対応ということで相手国等に申し入れていくというのが一つのステップだと思っております。そのうえで苦情処理メカニズムということも異議申立手続要綱に書いてはありますが、苦情処理メカニズムといったことも踏まえつつ、この異議申立というステップと思っておりますので、異議申立の中で全てということではなく、段階的な取り組みとご理解いただくと、よりスムーズな事業展開の実施ということにつながるのではないかと考えております。

取り急ぎ、ご説明は以上となります。

○原嶋座長 川上様、どうぞ。

○川上氏　そういうことであれば、なおさらなんびとたりとも最後まで要請できるようにすべきじゃないかなと思いますけれども、それを全ての段階で駄目出しされたときに、最後にここにも出せますという手段を残すべきじゃないでしょうか。

○原嶋座長　今、川上様からいただいた点も含めて、申立人の要件についてはこれまでもいろいろご意見は頂戴しております、次回以降またそのあたり最終的なテキストの段階で議論させていただきたいというふうに思っております。

もし今、申立人の要件につきましてご提案がありましたけれども、委員の皆様、何かご意見がありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

それでは、時間の制約もございますので、本日、大変多様で、かつ示唆に富むご意見を頂戴しまして、どうもありがとうございました。次回は段取りとしては、今回の議論をテキストに落とし込んだものを議論するという形になろうかと思っております。進め方を含めまして何か最終的にご意見、あるいはご提案がありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論は一旦ここで締めくくりとさせていただきます、次回ということになりますが、次回のご案内と、あと次回の会議方式については、今回はこういう形で傍聴者、オンライン参加ですけれども、次回はもしかすると緊急事態宣言なども状況が変わってまいりますので、改めて仕切り直しということになろうかと思っておりますけれども、そのあたりも含めてもしご案内があればお願いします。

○安元　そうしましたら、事務局から失礼いたします。

本日はお時間超過してしまい、申しわけございませんでした。次回の諮問委員会、第12回の諮問委員会は10月27日水曜日を予定しております。今、座長からご説明ありましたが、今回の議論を踏まえまして、ガイドラインと異議申立要綱につきまして改定案の修正版をお示しする予定でございます。

なお、次回の傍聴の形式につきましては、緊急事態宣言の状況を勘案しまして検討させていただきたいと思っております。本日は長時間にわたりお時間をいただきまして、ありがとうございました。

○原嶋座長　原嶋でございます。それでは本当に最後、本日は最後になりますけれども、ご発言ありましたら頂戴いたします。サインを送ってください。委員の皆様、ご発言がありましたら、サインを送っていただきたいと思います。と存じます。

それでは、大変長い時間ありがとうございました。ちょっと進行が拙くて、時間を押してしまっただけで大変申しわけございませんでした。

それでは、本日、第11回の環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

17:21 閉会